

第五十五回
国会

参議院社会労働委員会會議録第二十号

昭和四十二年七月四日(火曜日)
午前十時五十一分開会

委員の異動

七月四日

辞任

高山 恒雄君

補欠選任

瓜生 清君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

山本伊三郎君

委員

土屋 義彦君
丸茂 重貞君
佐野 芳雄君
藤田藤太郎君

川野 三曉君
黒木 利克君
佐藤 芳男君
山下 春江君
山本 杉君
横山 フク君
大橋 和孝君
藤原 道子君
柳岡 秋夫君
小平 芳平君
瓜生 清君
小平 芳平君

議長

厚生大臣

厚生大臣官房長
厚生省公衆衛生局長

梅本 純正君
中原龍之助君

事務局側

常任委員会専門員

説明員

大蔵省主計局給与課長
大蔵省主計局主計官
農林省畜産局衛生課長

津吉 伊定君
辻 敬一君
高村 礼君

若松 栄一君
坂元貞一郎君
実本 博次君
中原 武雄君

本日の會議に付した案件

○委員派遣承認要求に関する件

○身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(小平芳平君外一名発議)

○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保障制度に関する調査(日本脳炎のワクチンに関する件)

○放射線技師法の立法化に関する件

○委員長(山本伊三郎君) それでは、ただいまより社会労働委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

本日、高山恒雄君が委員を辞任され、その補欠として瓜生清君が選任されました。

○山本伊三郎君 次に、委員派遣承認要求に関する件についておはかりいたします。

炭酸災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案(閣法第一四二号)及び、炭酸労働者の一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案(参議院第二号)の審査に資するため、委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認めます。

つきましては、派遣委員の人数、派遣地、派遣期間等は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、本院規則第八十條の二により、議長に提出する委員派遣承認要求書の作成等も、便宜、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山本伊三郎君) 身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

発議者、参議院議員小平芳平君から提案理由の説明を聴取いたします。小平君。

○小平芳平君 ただいま議題となりました身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案の提案の理由について説明申し上げます。

わが国の身体障害者に対する援護対策はきわめて不十分であり、特に最近における経済社会のめざましい発展を見るときに、身体障害者対策などは顧みられないままになってきたかの感さえあるものであります。その援護対策として、身体障害者福祉法が昭和二十四年に制定されましたが、当時

は占領下という特殊な事情で、軍人軍属等の戦争による戦傷病者に対しては、特別に優遇する道はかたく禁じられていたため、同法による身体障害者の援護対策はきわめて不備の点が多かったものであります。その後、数次にわたる法の改正による逐次内容の改善が行なわれたとはいいながら、いづれも部分的なびぼう策にのみ終始し、積極的な根本対策が行なわれておらず、さらに昭和三十五年には身体障害者雇用促進法の制定をみたのであります。雇用促進というの名のみで、その効果は十分にあらわらなかつた、身体障害者の援護対策はほとんど放置され今日に至っているものであります。

現在厚生省から手帳の交付を受けている身体障害者の数は百二十万人をこえておりますが、更生援護施設に収容されている人はわずかに九千八百人程度にすぎず、また、職業安定所を通じて就職した者も五万三千人余となつてゐるが、職場においてきわめて劣悪な労働条件のもとに置かれてゐるのであります。しかも、政府においては、これらの就職者の地域、職種、年齢、平均賃金、勤続年数などについて基本的な実態調査は皆無といつてよく、厚生省の身体障害者実態調査でさえ、五年ごとに実施されてゐる程度で、的確な把握はなされてゐない現状であります。

昨年末身体障害者福祉審議会が発表した「身体障害者福祉法の改正その他身体障害者福祉行政推進のための総合的方策」についての答申に基づき、政府は、今国会に身体障害者福祉法の一部を改正する法律案を提出しておりますが、この改正案は答申と比べて九牛の一毛にすぎない貧弱な内容といわざるを得ないのであります。

ひるがえつて、日本の政治の現状を見ると、やもすれば政治が全国的な組織団体によつて左右されがちであり、組織もない、圧力もない身体障

害者に対する福祉などは等閑視されているのであります。こうした弱い立場の人たちの声なき声を取り上げてこそ真の政治といえるのであります。したがって、公明党は、これらの立ちおくれを抜本的に改めて、経済の発展、社会の繁栄をそのまゝ個人の幸福として実現しようとするもので、身体障害者の援護対策については、立党以来鋭意検討を加え、基本方針として次の四項目を掲げております。

第一は、国の責任を明確化するとともに国が予算を確保すること。第二は、福祉に関するものを総合、整備して基本法的なものとする。第三は、行政機構、援護業務、同施設を体系的に一元化すること。第四は、現行法の援護更生のワタを拡大すること。

以上の基本方針の趣旨に沿ってこれを早急に実現すべく、すでに二回にわたって身体障害者福祉法等の改正を提出してまいりましたが、今回さらに若干の修正を加えて、身体障害者福祉法、身体障害者雇用促進法、厚生省設置法等を改正するためこの法律案を提出したのであります。なお、そのほかに、改正を機会に、従来から問題のありました点について制度の不備を是正し、その他の制度の合理化をはかるために関係法案の改正をあわせて行なわんとしております。

次に、法律案の概要を申し上げますと、第一は、身体に障害のある者の福祉の増進に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、あわせて税制上の特別措置を講ずるようにつとめるべき旨及び障害年金制度の充実につとめるべき旨を明確にしたこと。

第二は、身体障害者の範囲を拡大して内部疾患による機能障害のある者を含め、特に重度身体障害者に対する援護の措置として援護手当月額五千円の支給、家庭奉仕員による世話の委託の制度を設けたこと。

第三は、身体障害者更生援護施設は、収容のみならず、通所利用をも原則とするものに改めたほか、結核後遺症者更生施設、重症者療養施設、コ

ロニー施設、宿所提供施設を加えたこと。

第四は、身体障害者福祉司は、各福祉事務所に必ずすべきものとするに改め、その経費は全額国庫負担とし、その業務の範囲を拡大して身体障害者の職業安定に関する事項を含め、さらに都道府県に身体障害者更生相談員を設置し、その経費は全額国庫負担とし、その業務は、身体障害者の相談に応じて更生指導を行なうこと等としたこと。

第五は、定期診査、装具の種目の追加、家庭改修費及び交通費の補助、更生に資するための各般の措置について定め、もって身体障害者の更生の援助等の措置の拡充をはかったこと。

第六は、身体障害者の職業の安定に資するための措置として、更生に必要な知識技能の習得を施設における更生訓練で行なうべきものとし、身体障害者職業訓練所における職業訓練と更生訓練とが相互に関連性をもつて行なわれるべきものとして一元的な運用を期することとし、職業的能力をつけるための更生訓練を受ける間において、職業訓練の場合と同様の趣旨により、月額一万五千円を限度として社会復帰促進手当を支給することができるとした。こと、生業資金その他の資金の貸し付けを行なうこととするほか、雇用の促進に関して、各公共職業安定所に身体障害者就業指導官を設置して、身体障害者の職業紹介、職業指導等を行なわせることとし、国、地方公共団体、公法人その他の身体障害者の雇用に関する義務を明確にし、また、身体障害者を雇用した者に対しては、身体障害者一人につき月額一万五千円までの範囲内で雇用給付金を支給するものとしたこと。

第七は、身体障害者の更生援護に関する施策を一元的に行なうこととするため、厚生省に更生福祉局を新設し、所要の改正規定を設けたほか、関係法律の整備を行なつたこと。

なお、本法律案の施行に要する経費は平年度では総額約三百八十億円であります。

以上がこの法律案を提出する理由並びに法律案の要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、す

みやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(山本伊三郎君) 本案に対する自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(山本伊三郎君) 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案の両案を一括して議題とし、これより質疑に入ります。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○藤原道子君 私は、まず総括的な点から御質問申し上げたいと思います。

第二次大戦後すでに二十有年を経過した今日でも、なお遺族援護対策の面では戦後は終わっていないといわれ、いまま未解決の諸問題が少なくない実情にあります。今後における戦後処理について、その基本的な方針をこの際明確にしていく必要があると思ひます。つきましては、大臣よりこれに対する明確なる基本方針をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(坊秀男君) 戦後処理の問題の中で、厚生省で所管をいたしております問題としましては、戦没者遺族援護、戦傷病者援護、未帰還者留守家族援護等については、今後とも、国民の生活水準の動向、関係制度との均衡等を考えまして、その充実に努力をしまひる所存でございます。今回の法律改正も、そういったような観点に立ちまして立法いたしました次第でございます。これら以外の問題につきましては、政府全体の問題といたしまして、国民世論の動向や、各種のこれに関連する制度等がございますが、そういったものの均衡なども考え、国の財政力等も考慮いたしまして、慎重な態度でやつてまいりたいと、かように考えております。

○藤原道子君 ただいま援護法等によつて万全を期しておるようなお話であります。この戦傷病者、戦没者の処遇改善に関する事項のうちでも、遺族援護法の適用によつては解決し得ない問題、た

とえば原爆被爆者の援護について、その処遇の問題を審議するため、政府は臨時に特別の審議会を設置して、未処理問題について早急に解決し、戦後処理について終止符を打たなければならぬと思ひますが、この審議会設置についての大臣の御所見をお伺いしたい。

○国務大臣(坊秀男君) 御指摘のように、厚生省所が所管いたしております遺族援護法等の対象としては、それになじまない戦争犠牲者に対する措置を実施するかどうかにつきましては、これも政府全体の問題といたしまして、国民の世論に聞き、各種関係制度間の均衡、さらに、国の財政力というものも考えなければならぬと思ひますが、そういったようなものを考えまして、総合的に検討をいたすべきだと考えておりますが、その具体的な方法として、何か審議会といったようなものをつくつてはどうか、こういう御意見でございますが、非常にこれは傾聴すべき重大なる御意見と私は存じます。そこで、このことにつきましては、今後十分私は検討してまいりたい、かように考えております。

なお、原爆被爆者、この問題につきましてはたびたび申し上げておりますが、その実態調査がことしの秋くらいに完了するであろうと期待をいたしておりますので、これを見ました上、これは慎重に考えてまひるべき問題だと、かように考えております。

○藤原道子君 私は厚生省の姿勢が後退しているように思ふのです。四十一年の十一月十一日に、鈴木前厚生大臣に日本原水爆被爆者団体協議会の皆さんが陳情いたしております。そのときに原爆被害者援護審議会を設置していただき、こういう要請をしております。これに対して鈴木大臣は、審議会設置の構想に賛成であり、昭和四十二年度予算で運営できるように、官房長官、総理府総務長官らと話を進める、そういうような答弁をしていらつしやるのです。ところが、最近になって、今度引き揚げ者団体の保障等が解決したときに、六月二十七日には、戦後処理は終わった、なお今後問題があ

れば社会保障のワタで考えるなどというておられます。さらに塚田総理府総務長官は、原爆被爆者の補償要求には応じられないなども答えておるわけですが。今度は鈴木さんは、去年の十一月十一日に、審議会には賛成である、前向きでこれを処理し、四十二年の予算でこれを処置したい、こういうふうな答弁をされているわけですが。ところが、いまあなたの答弁によりますと、何やらあやしい。一体どういふ考えで原爆被爆者に対処しておいでになるのか、もっと明確にひとつ。

○国務大臣(坊秀男君) 鈴木前大臣の言明せられたというよりも、以後退しておるのじゃないか、こういうお話でございますが、鈴木前大臣は、そういったような審議会的なものををつくるにあたって、事態を把握しなければならぬ、こういうことで、原爆被爆者の実態というものを、まずそのほんとうの姿を把握したしまして、そしてその実態認識の上に審議会をつくる。こういう審議会をつくるために、どうしてもやはり実態を把握しなければならぬ。そういうことで、私は、その後、厚生省におきましては、そのためにいま実態の調査を急いでおるというふうなことでございます。これを社会保障でやっていくのか、あるいはどういふその他の手段でやっていくのかといったようなことにつきましては、一にこの実態の認識の上に立ちまして、そして態度をきめていくべきものである、かように考えております。

○藤原道子君 一体、厚生省は、この原爆の被爆者に対して基本的にどう考えていらっしゃるのか。戦後二十一年たっている。その間、当委員会でもしばしばこの問題は問題になっている。それをいままさら実態調査をする、一体いつになったらこの問題は解決するのですか。あなたが衆議院で答弁をされている中でも、私はどうしてもふに落ちない点がたくさんあるのです。被爆者が軍人として縛られている、国家権力で縛られていた人たちは違ひ、逃げようと思えば逃げられたはずだ、こういうことばも出てくるのです。あの広

島の実態はそういうことであったでしょうか。世界で初めてなんです。人類史上初めて殺人凶器をもって一瞬にして都市は破壊され、人命は奪われ、残った人は、まる三十何万という人がその原爆症のために貧困と病苦にあえいでいるわけですが。これを見殺しにしておいて、そうしていまさら実態調査をする、これは一体どういふわけなんですか。あれを国のほんとうの犠牲者とは考えるわけにいかないのではありませんか。大臣の考えを伺いたい。

○国務大臣(坊秀男君) いまの制度において諸般の援護が行なわれておりますが、この援護をしておる背景には、私は、法制上当時のそういったような人たちが国家的強制あるいは半強制というふうなものを受けておったということが一つの尺度になっておるということ、これは私は事実を認めざるを得ない。そんなら、その原爆によって広島、長崎で大きい犠牲者が出た、これらの人は、これは私は逃げれば逃げられるのだから、これはもうそんなものは何ら必要はない、かような考えは私は持っておりません。事実、あのときは広島、長崎等で原爆の被害を受けられた方々は、なるほど法制上はこれは別に縛られていたなかったかと思ひます。しかし、事実上のあの爆撃、あの惨事からそのとき逃げようなどと思つてたようなところに私は特殊性がこれは認めざるを得ない。そういうようなことであります。規制度は、何にいたしまして、制度上の強制を受けているというところが背景にあった。そこで、この問題を、そういつたようなところから離れて、どう考えていくかということ、その考えをまとめていくために、私は、実態の調査をまず完了いたしましたし、何もこれはあのとき逃げられたから、逃げることはできたからといったような考えでは全然ございません。これは特殊な事態でございます。その特殊性というところは、これは無視するわけにはいかないと思ひます。しかし、その措置をどうするかということにつきましては、こ

れはやはり実態認識、実態の把握ということが前提です。それをやった上での確なる措置を考えていくべきだと、かように考えております。

○藤原道子君 見殺しにするつもりはないとおっしゃるけれども、現実には見殺しになっているのですよ。実態調査も、すでに中間報告がある程度集まっています。それは一体どうなんですか。明らかに被爆者の実態はあらわれているじゃないですか。と同時に、この問題につきましては、サンフランシスコの条約で、日本はこの非人道的なアメリカのやり方に対して、裁判権、請求権を放棄した。国が放棄したので、国が放棄した以上は、一瞬にしてあの被害を受け、家も財産も人命も損傷されているこれらに対しては、アメリカに對する請求権を放棄した以上は、国がこれに對してあたたかい補償をやるのは当然じゃないですか。それが二十年放置されている。したがって、東京地裁の判決文を読ましても、そのことが明らかに書いてあります。長くなりますから、全部読むわけにはいきませんけれども、とにかくサンフランシスコ条約でこれを放棄した以上は、国がやはりこれをみてやるべきではないか。国がやれば歴史始つて以来の大規模、かつ強力な破壊力をもつ原子爆弾の投下によつて損害を被つた国民に対して、心から同情の念を抱かない者はないであらう。戦争を全く廃止するか少くとも最小限に制限し、それによる惨禍を最小限にとどめることは、人類共通の希望であり、そのためになわれ人類は日夜努力を重ねていっているのだから、けれども、不幸にして戦争が「云々」とあって、最後に、「被告がこれに鑑み、十分な救済策を執るべきことは、多言を要しないであらう。」これは政府です。しかしながら、それはもはや裁判所の職責ではなくて、立法府である国会及び行政府である内閣において果さなければならぬ職責である。しかも、そういう手続によつてこそ、訴訟当事者だけでなく、原爆被害者全般に対する救済策を講ずることができるのであつて、そこに立法及び立法に基く行政の存在理由がある。

終戦後十数年を経て、高度の経済成長をとげたわが国において、国家財政上これが不可能であるとはとうてい考えられない。われわれは本訴訟をみるにつけ、政治の貧困を嘆かずにはおられないのである。これが判決文の結びでございます。

はつきり立法府とそれから行政府の責任だと、高度経済成長を遂げた日本においてそれができないはずはない、裁判所がはつきりこう言っておるじゃないですか。それに対して今日まで放置したことは、われわれも立法府の一人として、まことに心痛むものがある。私は無理なことを言つておるつもりはない。したがって、あれほど被爆者たちが念願しておる審議会をつくらせて、何とか今日の窮状を救つていただきたい。あなたは生活保護法その他おっしゃるけれども、生活保護法に当てはまるべき事項か、これは国の責任において当然援護すべきものであるかということ、おのづから明らかじゃないかと私は思ふけれども、やっぱり生活保護その他でやっていくべきだ、こういうお考えなんですか。もう一ぺんくどいようでございますが、お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(坊秀男君) 先ほど申し上げましたとおり、原爆被爆の被害者の特殊性というものは、これは何といつても否定できないと私は考えております。そこで、これをいろいろ裁判所の判決を御引用になりましたけれども、国会でもそういったような強い御意見もございまして、そこで、ただ生活保護法でやっていくということ、なすに、すでにこれは、被爆者も委員の方々も、あるいは御満足でないと思ひますけれども、医療の公費負担ということをやっておるわけでございますが、どういふふうなことをこれを拡張、整備していくかというふうなことにしましては、私はいまは中間の報告は受けておりますけれども、実態調査というものが、これが完全なるものをお受けいたしましたし、そうしてその上に立つて何らか前向きな手段を考えていかなければならぬ、かように考えておる次第であります。

○藤原道子君 大臣、理屈だけじゃ濟まないのですよ。また、理屈も合わないのです。衆議院の答弁なんかを見ますと、身分身分ということはいぶん出ておる。

そこで、私がお伺いしたいと思ひますのは在外財産の補償でございます。これはもうすでに済んでいたはずなんです。結局昭和三十何年ですか、すでに五百億近い補償で万事終わったということをおのときに発表されていた。ところが、今回千九百二十五億ですか、これの補償をすることになつた。これに対してどうですか、理論づけはできやせぬ。与党の中でさえこういうことを言つていらつしやる。結局理論づけなんてどうしたつてできやしないのだ、こういう意見が相当多かったやうなことが新聞には出ておる。それから、こんなうしろ向きの政策は早く片づけたいよ、これは西村政調会長の話で、きょうの新聞に出ておる。

圧力団体ならば引き揚げ当時一歳以上の者にも再び補償をしている。三十二年に四百六十億の補償をしたのですよ。三十二年の四百六十億は、いまの価値に換算すればどのくらいになるか。これだけの補償をしてあるのですよ。また今度千九百二十五億補償なされる。この引き揚げ者に対しての理論的な裏づけは、どういふことになるか、それを伺いたい。大臣に聞きます。

○國務大臣（坊秀男君）

とにつきましては、これは私の口からお答えするのはちょっとと思いますが、前の引き揚げ者に対する五百億足らずの金は、とにかく財産を捨てて国へ帰ってこられた、こういった人たちに對して、とにかく立ち上がってもらわなければならない、立ち上がりに要する援護の措置ということでこのお金を出した、こういうことでございまして、今度のとは私は少し性質がこれは違うのではないかと、かように考えております。

たしたわけでございます。そのときに、立ち上がり資金ということでございますから、そういう突っかい棒の要らない方には差し上げる必要がないんじゃないかということで、一応資産調査をいたしましたして、ある一定の所得以下の人にその援護措置で差し上げるといふような性格の措置をいたしたわけでございます。で、今回、まあこれは所管が違いますからわかりませんが、新聞その他で承知いたしておりますところでは、そういう援護資金ではなくて、海外で喪失した財産に対する補償と申しますか、そういうことで特別の資金を出そう、こういうような趣旨のようでございまして、その際、したがいまして、ミーンズテストとか資産調査とかといったような種類のものは一切やらぬようなたてまえになっておるといふうに承知いたしておるわけでございます。

方々いふに云はれし

○藤原道子君 私は、海外から財産を捨てて戦時中引き揚げてこられた人、これらに対する立ち上がり資金としてお出しになる、これにあえて反対するものではないのです。けれども、これらの人にはすでに三十二年にそういう趣旨による補償がなされておるわけです。今度は裁判的にいっても何も根拠はないという、しかも、一歳以上の者、こういうことになっている。一歳の人が海外に財産を持っていたんですか、これがおかしいんです。納得がいけない。国民の中には割り切れない感情を持っていてる人がたくさんございます。結局政府が圧力団体に負けたんだ。引き揚げ者団体が相当の会費を持って運動を続けてきたことは、もう明らかな事実なんです。その会費はどこへ流れていったか、こういうことも大きな疑惑を呼んでおります。いまにもかくにも、引き揚げられてから二十年、それぞれ何とか立ち上がっていらっしやると思うんです。國に余裕があるならどんどん補償することはけっこうでございます。それならば、同じように財産も命も吹っ飛ばして、いままなお病苦にあえいでおいでになる人にあたたかい手が伸べられていないじゃありませんか、それを言うのです。引き揚げ者と被爆者とどう違うんで

す。私はこの点においては納得できない。厚生省は、命を守り、暮らしを守り、人間の健康を守るということがたてまえの省だと私は考えます。ところが、その厚生省が、こういう被爆者の血の叫

び——の間被爆者が東京で援護法制定の要求をされてすわり込んでおる。その中で四人の子供にも影響している。被爆したことを隠して結婚した。四人子供が生まれて二人は死んで、一人は精薄、一人は指がくつついている。本人はいまだに毛細血管から出血がとまらない、こういう人がみずから路上にすわって政府に訴えているんですよ。この人たちだって、その本人だって、軍用の白金の、ある何とやらが足りなくて台湾から広島へ取りにきて、それで被爆した。ひとり熱におかされながら、軍命なるがゆえに、また台湾へ帰って、それで向こうでマラリアということで治療を受けて、それで頭から毛が抜けるやら何やらしながら内地へ帰って、小康を得て、二十七年に被爆者であることを隠して結婚、その長い間の苦しみというものを想像できるでしょうか。しかも、その人がいままなお出血におのきなながら、子供から、おとうちゃん、なぜぼくの手はくつついているん

わからない命のともしびにおびえながら運動を続ける人たちには政府はつれないのです。これは一体どうなんですか大臣、あなたの人間性に立つて御答弁願いたいと思います。

○國務大臣(坊秀男君) 御意見は拝聴いたしました。が、私も、非常にこの原爆被害者が悲惨であるということ、また、ほかの被害者よりはこれは非常に特殊な大きな被害を受けていらつしやるということとはよくわかります。そこで、これに対して私といたしましては何にもしない、そういうようなことを考えておるのではございません。ただ、これに対する措置をやるためには、いまとにかく調査の継続中でございますので、この調査を完了させまして、そうしてこれに対する何らかの適切な方法を検討してまいりたい、かように申しておるのでございまして、何にもこれはもうほかのと変わりはないのだと、さような考えは全然私は持っておりません。とにかくいまやりかかっておりますこの調査というものを、これができるだけすみやかに完了いたしましたして、その上での確なる何らかの前向きの措置をこれは考えていくべきものであると、かように考えております。

○藤原道子君 わかったようなわからないことな
んですよ。治療というものは早くすればなおるか
もわからないんですよ。けれども、原爆症にか
かっていることがわかっていながら、働かなけれ
ば食えない人たち、命が細るのを知りながら、な
お働かなくちゃならない。働こうとしても、原爆
被爆者ということがわかれれば就職の機会も思うよ
うには与えられない。病気が貧乏を生み、貧乏が
また病気を悪くする、結婚もできない、子孫に及
ぼす影響も考えなきゃならない、どんなに苦しい
思いをしているか。しかも、現在広島には原爆ス
ラム街という所がまだ残っている。その人たちの
生活の実態をごらんになったことがございます
か。しかも、今度わが党から提案いたしました
す被爆者援護法、それをずっと積算いたしました
も、その金額はわずかに八十七億、引き揚げ者に
対しては、健康でびんびんしていらっしゃるけれ

ども、再度にわたり多額の補償が与えられる。その日の命におびえながら細々暮らしている被爆者たちは、せめて医療をみてほしい、生活をみてほしい、子供の教育をみてほしい、こういう願いが間違っているでしょうか、と同時に、あなたは、引き揚げ者と軍は国家命令で逃げるのができなくて働いていた人は身分を縛られているとおっしゃっていらっしゃる、広島、長崎の場合は身分は縛られておりませんよ。けれども、ああいう事態は国家責任で起こったんじゃないやありませんか。それと同時に、引き揚げ者の身分と被爆者の身分とどう考えたらよろしいでしょうか、それを明らかにしてほしい。

○国務大臣(坊秀男君) 国家の命令によって法制上縛られておったということ、それから、広島、長崎の場合は、これは法制上はさようなことはないけれども、事実上は問題として、とっさのあいつたような爆撃に対して逃げたことは、逃げようと思えば逃げられたんだといったような、そういうふうな身分にあったということとは私は考えておりません。これは法制上はそうではないけれども、しかしながら、事実としては広島、長崎に生活その他の関係上いなければならぬ、また、当然のそういう爆撃に対して逃げ得られる地位にあったとは、これはだれが考えてもそういうことは考えられないことだと思えます。それから、また、引き揚げ者というものは、これは法制上どうということはありませんけれども、日本が戦争に負けて、それらの人たちが現地において長い間営々とつくった財産というものをだれしも捨てたくはなかったらどう思いますけれども、しかし、捨てざるを得ないで帰ってきた、かようなことで、いずれにいたしましても、軍人、軍属も、また、原爆被爆者も引き揚げ者も、そうせざるを得なくて、さような運命のもとに帰ってきたというところでございまして、そこに引き揚げ者が現地に踏みとどまる自由というものがなかったであらうし、原爆被爆者は逃げるという自由もなかったであらうと思えます、片方は法制上

そういう自由がなかったと、こういうことで、そうせざるを得なかったというような地位にあったということは、私は、性質は違っていたとしても、やはりその間のその自由は束縛されておった、自由なる地位ではなかったということにつきまして、これは性質の違いがありまして、いずれもそうせざるを得なくてそうした、こういう地位にあったと考えます。

○藤原道子君 いずれも国が起した戦争行為そのものによって起こった結果ですね、そうですね大臣。ところが、一方は財産は捨てておいでになったけれども、健康なんですね。こっちはあの悲惨な原爆を投下されて、一瞬にしてあれだけ大きな生命、財産すべてを失って、そして傷ついた人が三十何万、これらの人が生活に現実に困っているんですよ、医療のためにおびえているんですよ、それが放置されているということが私にはわからない。あなたがしきりに説いていらしたのには身分ですね。これは衆議院の速記録を見せただけですが、あらゆるところに身分ということが出てくる、だけれど、引き揚げ者と原爆被爆者とはどう身分の相違をつけるのですか、それを私は伺いたい、何だかんだ理屈はありましようけれども、その理屈は通らない理屈ですよ。国民感情に訴えてごらん下さい。被爆者の問題を放置しておいて、世界じゅう注目しているのです。それも請求権を国が放棄したんじゃないやありませんか、どこに持っていったこのことを訴えたいのですか、政府以外にない。その政府も金がなくてどうにもならぬというなら、まだそこにもありましようけれども、今日世界三番目という経済力を持つているその日本が、わずか八十億か九十億の金が出せないはずはない。理論づけが云々というなら、引き揚げ者の問題もあるじゃないやありませんか。現実には原爆症で治療方法もわからない世界で初めてのこの被爆者の実態を考えると、どんなにあなたかくめんどろをみて、み過ぎるということはないと思うのです。大臣、どう考えますか。

○国務大臣(坊秀男君) 私が身分ということを申し上げますのは、現行制度は身分というものが背景になっておる。そこで、この原爆被爆者については、実質、実態上の、これは先ほどからも繰り返して申し上げましたとおり、そういうふうな身分が縛られておるといってわけではありませんけれども、そこにいなければならなかったということ、これは否定も何もできないことである。ただし、現行法では身分ということが背景になっておりますから、そこで、この問題をどう扱うか、積極的に前向きに何らの措置をするかというところにきましては、これは現行法から、現行制度から一歩踏み出して、踏み切って考えなければならぬ問題である。しかし、何ら踏み切る必要も何もないのだ、かようなことを私は申し上げておるのではありません。そのためには、どうしても、実態調査をやった上におきましてこれは前向きに検討すべきものだ、かように考えております。

○藤原道子君 ところが、内閣のおえらい人は、これで戦後処理は終わったということを言っている、それではどうなんですか。

○国務大臣(坊秀男君) 内閣のおえらい……。

○藤原道子君 あなたも一人です。

○国務大臣(坊秀男君) 私はさようなことを申し上げておきませんけれども、その後におきまして私も新聞でちらっとそういったような意見のあることは見ましたけれども、私はそういうようなことを言われた方とまだ話はいたしておきません。

○藤原道子君 怠慢ですよ。

○国務大臣(坊秀男君) そこで、私は、私からこのことについてお答えを申し上げるのはちよっとお答えしにくい。その方がどういうこととおっしゃられたか、それにきましては私からちよっとお答えを申し上げることはごかんべんを願いたいと思います。

○藤原道子君 それはあなたからその人の気持ちをごこで言うことはできないけれども、そういうことをあなたもちらっと見たとおっしゃる、聞いたらとおっしゃる。それならば、そんなばかなことはない、担当大臣としてその人を説得したことがございますか、議論したことがございますか、それを伺いたい。

○国務大臣(坊秀男君) まだ私は議論の過程には入っておりませんけれども、とにかく原爆被爆者に対する調査が今日進行中であるから、そこで、この調査の結果、われわれのほうといたしましては、その調査の結果に基づいて検討をしなければならぬ問題であると、これは言っております。

○藤原道子君 その調査はいつごろできるのか、どういう目的で調査を行なっておいでになるのか、それをちよっと明らかにしていただきたい。

○政府委員(中原龍之助君) 実態調査の結果が全部まとまるのが秋でございます。現在集計中のものは、生活面の調査、それから健康の調査、医療面の調査、この二つでございます。

○藤原道子君 その中間報告が出ているはずですよ。これはどういうところまで中間報告がなされておりますか。

○政府委員(中原龍之助君) 中間報告はいわゆる基本調査でございます、すでにこの問題につきましては一応報告を申し上げてございますが、その実態調査を受けたところの数、要するにできるだけ全部を調べたいということをやっております。被爆者の数、それから被爆者の地域の分布、次は性別、年齢構成、被爆者の状況、健康診断を被爆者にはやっておりますが、その健康診断の受診の状況、就業状況、それから、就業について何か差別を受けたことがあるかどうかというふうなこともございまして、できたら配偶関係、結婚について何か差別を受けたことがあるかないか、こういうふうな基本調査でございます。

○藤原道子君 その点につきましては、私のほうにも調査のあれがありましようけれども、きょうはあまり時間を食いますので、被爆者の問題については後日またあらためてもう少しやりたい。ただ、私は、この際言っておきたいのは、現在の法に基づいては云々と言われた。戦後後軍隊は解体した

んですよ。ところが、軍人恩給が復活した。そのとき私どもとしては、軍隊が解体したんだから、軍人恩給というものが復活するのはおかしい。したがって、最大の被害を受けておる広島、長崎の原爆の犠牲者も含んで、戦争犠牲者補償法、こういうものを制定すべきだという主張をしたのですけれども、いまのようなことに相なったわけでございます。それが現行法ではこうだというならば、現行法をどどん変えていってやるんだから変えたい。新たな法を制定したい。やるべきかやらざるべきか、被爆者を見殺しにしたいというのか。そうでないならば、それに即した法制定をしたらよろしい。被爆者援護法の制定をしない、それをする前には、まず、とりあえず審議会を設けて、その結論を尊重したらどうだということを申し上げているのでございまして、私はわからないことを言っているつもりはないわけでございます。いざあらためてお伺いをしたいと思っておりますので、次に進みたいと思っております。

遺族年金の額と兵の公務扶助料の均衡について、昭和三十年十月一日の改定では同額になったんですね。最初は兵の公務扶助料の額よりも遺族年金のほうが高かった。それが平等になったが、だんだんこれが変わってきて、いまでは三十三年十月一日以降は公務扶助料の額が上回っておりますが、少なくとも、恩給法における兵の公務扶助料の額と同一歩調にすべきではないか、こう考えますが、いかがでございますか。

○政府委員(実本博次君) お示しのように、現在遺族年金の額と兵の公務扶助料の額とが一致していないのでございますが、これは先生のいまのお示しのように、恩給法の主たる対象でございます軍人と、それから遺族援護法の主たる対象でございます軍属というものと間では、それがどちらか、あるいは兵とか軍属とかといった、こういう公務員としての身分の関係、それから勤務の態

様、そういう条件に差がございますものですが、この援護法も、それから、もちろんその母体である恩給法も、これは自分が身分関係を持っていて、つまり自分の使用人——公務員の国家補償の精神に基づいてやっております仕事でございますので、そこにやはりおのずから差が出てくるというところでございまして、これにつきましても、しかしながら、従来から、この両者の関係につきましては、こういって差を認めている一方、こういう差を縮めたらどうか、あるいは同額にしたらどうか、少なくとも公務扶助料の兵の額と同額にしたらどうかというふうな考え方もございまして、だんだんとこの差を処遇改善があることに詰めてまいっているわけでありまして、特に今回の時点におきまして、こういった軍人と軍属の勤務の内容、あるいは勤務条件の相違をことさらに重視するの適当ではございませんので、だんだんと機会あるたびごとに詰めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○藤原道子君 これを見ますと、初めは逆だったのです、それが三十年で同額になっている。だから、三十三年から逆になってだんだん差は縮まっています、わずかながらまだ相違がある。この際、やはり時代が逆行しているとかいろいろいわれるときですから、これを同額にすべきだと思いますが、どうですか。

○政府委員(実本博次君) お示しのように、差がだんだんと縮まってまいってはおりますが、依然としてついているこの差につきましては、できるだけこういう身分によります差というものを縮めてまいりたい、あるいはなくしていきたい、こういうことで、今回の改正におきましても、その差を一番縮めた例をあげますと、六十五歳未満の者につきまして、今回のペースアップによりまして八百十六円という差にまで縮まっております。したがって、いまの考え方でいきますと、これはゼロになるというところはございませんで、われわれの考え方としては、少なくとも兵の公務扶助料の額と遺族年金の額と、できれば同額にして

まいりたい、こういう努力目標を掲げて、事あるごとに努力してまいりたい。

○藤原道子君 これは私は当然同額にすべきだというのを強く主張しておきます。

それから、本邦内においての傷病による死亡については遺族の一時金の支給はないのです、これはやはり平等に扱うべきじゃないでしょうか、どうなんですか。今度の改正で、いままでは一年以内の死亡に限るとか、戦地勤務六ヵ月以上の者で、復員後一年以内に死亡したとか、復員後負傷または疾病で死亡したときには二年、こういう規定でありましたのが、これが少し伸びたのです。これは本邦内における傷病による死亡については、こういう改正があるならば、やはりこれらにつきましては遺族の一時金の支給があつてしかるべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(実本博次君) 遺族一時金の支給をする場合には、これは公務性の立証困難な傷病によつて死亡した場合の制度でございまして、たとい本邦内における傷病による死亡でございしても、純然たる公務による場合は、これは一時金でございまして、公務死亡として年金なり扶助料の対象にしているわけでありまして、ただ、ここで遺族一時金を差し上げる場合には、こういった公務に起因した傷病によつて死亡したかどうか非常に立証困難な場合にございまして設けました制度でございまして、で、その場合には、やはり戦地勤務六ヵ月以上の者であった人で、たとえ復員してきてから、それはどういう病気でであらうと、戦地勤務六ヵ月を経た方につきましては、それが公務によつて出でた病気でなくとも、とにかく全然それとは関係のない病気でございまして、一年以内の間に死亡なさった方には、公務性の立証は困難だけれども、一時金を差し上げる、こういう制度になっておるわけでございますが、したがって、そのいろいろ条件はございますが、本土でなくなられた場合につきま

しては、戦地勤務などと違ひまして、やはりそれが純然たる公務であるということがはっきりした人だけを処遇していく、こういう考え方でございまして、そういう差がついておるわけでございます。

○藤原道子君 戦後処理が進められて、内地における準軍属の場合、これは適用になつたことはたいへんいいと思います。せっかく適用したんですから、やはり純然たる公務であるか純然たる公務でないかというのは、さっきの討論と同じようなものなんです。せっかく引き上げたなら、こまめで対象を広げたならば、やはりわずかなことなんです。これだつて、遺族の身にとれば、やはりいかなるものでしょう。したがって、私は、これはやはり平等に扱うべきものであると、こう考えますが、もう一回。

○政府委員(実本博次君) 準軍属の場合につきまして、先生のお話のように、軍人、軍属の場合には、勤務関連でなくなられた場合には一時金の処遇がありますが、準軍属の場合には、お話のように、勤務関連でなくなられた方には何ら処遇がしてないわけですが、この点につきましては、やはり軍人、軍属と準軍属との待遇の差を詰めていくというふうな観点から、なるべくそういうふうな準軍属の方にも何かの処遇をして差し上げなければならぬのじゃないかというふうな考え方でも検討いたしてみたいと思っております。

○藤原道子君 私は、毎年の法改正で準軍属の処遇がかなり改善されたけれども、軍人、軍属の処遇との間には、なお相当の格差がありますので、二十年を経た今日だから、国民感情の上から見て、準軍属の処遇は軍人、軍属と差別しなければならぬ理由はないと思う。そういう点で御検討をお願いいたします。

それから、準軍属の対象ですね、それ明確にひとつ知らしてください。準軍属でございまして、この援護法で準軍属と申しておりますものは、まず第一に、旧国家総動員法の動員命令に、

あるいは協力命令によりまして動員された徴用工あるいは動員学徒、こういう者がまず第一にあげられております。それから、その次に、元の陸軍または海軍の要請に基づく戦闘参加者、これは沖繩の島民の方々の戦争の末期におきますケースがこれに当たると思われます。それから、昭和二十年三月二十二日の閣議決定によりまして国民義勇隊組織に関する件に基づいて組織されました国民義勇隊の隊員。それから、第四番目には、昭和十四年の十二月二十二日の閣議決定によりまして満州開拓民に関する根本方針に関する件に基づいて組織されました満州開拓青年義勇隊の方々。それから、五番目には、旧特別未帰還者給与法第一条に規定する特別未帰還者。第六番目には、戦地に準ずる地域におきます勤務をいたしておりました元の陸軍または海軍部内の有給の嘱託員、雇員、傭人、工員または鉦員。こういった方々がいまの援護法というもので処遇されます。ただ、この際、内地の勤務の方が多くなりますから、内地の勤務の方々につきましては、これは先生が先ほどお示しのように、昭和三十六年の改正で準軍属というように処遇が相なったわけでございます。それまでは内地の準軍属はこの援護法の中には処遇していなかったわけでございます。

○藤原道子君　そこで、準軍人というのですか、準軍人というのは、陸軍の見習い士官とか何とか、こういう人は旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律で、それで特例扶助料または特例遺族年金というものが出ているのですか。これは十分の六ですが、遺族年金の。これが支給されているわけですね。ところが、準軍属に対してはこれらの措置はないということになると、昭和三十八年の改正で、非戦地勤務の有給軍属の中の旧令共済組合の適用を受けられない者は準軍属として援護法の対象となり、また、準軍属に対する戦時災害要件は撤廃されたが、これらの者が勤務関連により病氣となり死亡した場合にもすべて特例遺族給与金を支給すべきだと思いますが、そうなっていますか。

○政府委員(実本博次君)　これは結論を申し上げますと、そうならないわけではございません。特例年金と申します、あるいは特例扶助料、こういったものは、これは軍人、準軍人の場合のみに限りましてつくられておりまして、これは内地におきます勤務関連で死亡された方々を処遇した法律でございます。それで、しかも、この内地と申しまして、大東亜戦争になりましてからの内地で勤務関連で死亡された、大体まあ結核とか内科疾患の方が多くなりますが、そういうことで兵営勤務中の非常な無理がたたって退職後結核でなくなられた、始めからしまいで内地のケースですが、そういう方々を処遇するためにつくられた特例の法律でございます。これは一般の戦地で、あるいはその他はつきりした公務でなくなられた方々の年金なり公務扶助料に對しまして六割、十割六という関係で処遇をしておるわけでございまして、この場合は軍人と準軍人とのみ限ってございまして、それ以外の軍属とか準軍属についてはこの法律を適用していないわけでございます。しかも、これは傷害は考えておりませんが、死亡された方々に対する処遇だけでございます。いくいくはこういった内地で勤務関連で死亡された準軍属の人にもこういうことを考えてはどうかという考え方はあるわけでございます。これもやはり軍人と準軍属の処遇の改善をどうするかというふうな一般的な条件の中でおおいと考えていかなければならぬ問題だと、こういうふうな考えております。

○藤原道子君　おいおいと考えるといたって、もう二十何年たっておりますから、ここまでワクをあげた以上は、やはり準軍属の遺族にも十分の六というながあるのでございますから、当然適用されてしかるべきだと思いますので、一日も早くそういうふうなことを強く要望いたします。

それから、未帰還者の調査ですね、これは一体どうなっておりますか。もうすでに大戦が終わってから二十年たっております。いまま海外の地

にあつてその生死が明らかにされないもの、また、望郷の念にかられながら故国に帰る得ないもの、その実情に置かれておる未帰還者が相当あると思ひますが、その家族はもとより、国民一般においてもまことに心痛む問題でございます。これらについての調査はどういうふうになっておりますか。

○政府委員(実本博次君)　未帰還者の調査についてでございますが、現在未帰還者のまづ現況から申し上げたいと思ひますが、昭和四十二年五月一日現在の海外未帰還者は四千八百七十五人というふうな数になっております。で、これを地域別に見てまいりますと、ソ連地域が四百四十六人、それから中共地域が三千九百二十五人、北鮮地域百四十一人、南方その他の地域におきまして三百六十三人というふうなことで、合計四千八百七十五人の方が未帰還者ということで調査の対象にあらせております。右のそういった未帰還者のうちに、過去七年以内に生存している資料のありますものは二百三十一名でございます。これにつきましては現に生存しているものという推定がつくわけでございますが、その他の残りの二千七百四十四名の大部分につきましては、諸般の状況から見まして生存の望みの非常に薄いというケースであるかと思ひます。こういう未帰還者につきまして、それではどういった方法で調査究明をやっているのかというお尋ねでございますが、国内的には帰還者等の方々から情報を提供していただきまして、未帰還者の消息を行動経過に従つて追及してまいります。そこから収集し得ました諸般の資料を総合いたしまして未帰還者に関する最終的な状況を明らかにしてまいりまして、その結果、死亡が確認された方につきましては死亡公報を発行いたします。また、死亡の日時、場所が明らかでないが、消息を断つた時期や場所を総合いたしまして、これはどうも死亡じやないかと判断されるものにつきましては、当該未帰還者の留守家族の方々の同意を得まして、厚生大臣または都道府県知事が家庭裁判所に戦時死亡宣告の申し立てをすることにいたしまして措置をいたしておるわけでございます。こういった方法によりまして昭和二十年八月九日以降の足取りを検討いたしまして、これと同一の行動をとった、あるいはとったと思われるなるべく多くの同地域からの帰還者から未帰還者の消息資料を入手することにとつて、一つ一つのケースを究明いたしておるわけでござい

ます。

それから、対外的には、いろいろ外交機関を通じて、いろいろな機会を通じて調査の方法を考へておるわけでございます。一面、いろいろな資料をこちらから提供いたしまして、それについての御返事をいただくというふうなかつこうになっております。それから、国交のない国におきましては外交機関が使えませんが、赤十字その他の機関を通じて、いろいろ未帰還者の調査の方法を講じておるといった現状でございます。

○藤原道子君　結局最近、日がたつにつれて、これらの問題についてだんだんいろんな点が薄れてきていくような感じがするのです。これらを見ますと、やはり家族の気持ち、それらを勘案いたしますとき、やるせないような気がいたしますので、ぜひこの点は情熱を持って促進をしてほしい。かつ、その他の問題についても、調査もござい

ますが、時間の関係で次に移りたいと思ひます。

そこで、いま引き揚げ希望者、これに対する措置についてお伺いしたい。結局日本人の引き揚げは、現在では主として共産圏地域にだけ残された問題のように思ふので、まだ平和条約が締結されていないこれらの国々からの引き揚げは個別引き揚げ以外にないよう思ふのですけれども、最近ではソ連と中共地域からの個別引き揚げの現状は、三十八年に百十二人ですが、昭和三十九年二百四人、昭和四十年には二百四十七人になっておりますが、最近における引き揚げ状況及び今後の見通しについてはどういうふうな把握しておいで

になり、見通しはどう立てておいでになるか。また、年々共産圏地域にあって帰国を希望する者が多数いることが判明しているといわれておりますが、このようなたくさんの希望者の引き揚げを促進するためのあらゆる援助措置を講ずる必要があると思ひますが、どういふ方法を考え、現在どういふ方法をとつておいでになるか、これを伺ひさせていただきます。

○政府委員(実本博次君) 地域別に見てまいりますと、ソ連地域につきましては、現在百余名の帰国希望者のあることが判明いたしておるわけでございますが、本年の五月に川島特使の訪ソにあたりまして、帰国希望者のうち、すでにソ連政府から帰国の許可があつた者、それから、ソ連赤十字に帰国を請願しておりました者、合わせまして四十六人の方の帰国の促進について申し入れをいたしましたところ、ソ連側から、これらの方々については帰国をさせる旨の回答がございました。これ以外の未帰還者につきましては、ソ連側は、本人に帰国の意思がありますれば帰国をさせるというふうな態度を表明しておりますので、帰国希望者は逐次手続を経て帰国してまいられるというふうを考えておるわけでございます。

それから、中共地区でございますが、これは約五百名の帰国希望者が判明いたしておりますが、これらの方々につきましては、すでに中共を出ます出境に必要な帰国に関する証明書を、留守家族を通じて、御本人に送付済みでございますので、中共側の出国許可があり次第、逐次帰国なさることになっておるわけでございます。なお、ソ連及び中共側のこういった帰国者の方々に對しましては、居住地から帰国に至りますまでの旅費が負担できないものにつきましては、政府におきましてこれを負担するというにいたしておるわけであり、その帰国を促進しておるわけでございます。

次に、北鮮地域でございますが、これは少数の帰国希望者がいることが判明いたしておりますけれども、数については明らかでございませぬが、日本赤十字社を通じて、その実現についてい

ま努力しておるところでございます。

それから、韓国につきましては、在外日本公館が設置されておりますので、日本婦女子等の方々の帰国も非常に順調に行なわれておるといった現状でございますが、とにかく帰国の希望のある方につきましては、帰国の旅費を負担できない方々について先ほど申し上げましたような援助をして差し上げて、一日も早く希望をかなへさせてあげたいというふうに努力をしております。

○藤原道子君 旅費その他を援助して帰国の便を与える。はたかて帰った人たちの、何といひますか、職業につくまでの生活の援助等はどうかっているのですか。

○政府委員(実本博次君) 引き揚げてこられた方々に対しては、まず上陸地におきまして応急援護をして差し上げるわけでございますが、その際には、十六カ所の検疫所を一応受け入れ機関にいたしておりますが、その受け入れ機関内におきまして給養を行ないますほかに、帰還手当、それから帰郷旅費といったようなものを差し上げております。それから、定着地に帰られました場合については、引き揚げ者に対しまして更生資金というものを貸しつけて、これを更生のよすがにいたしておるわけでございます。

なお、先ほど先生からお話のございました、三十二年につくりました第一次の「引揚者給付金等支給法」によりまして引き揚げ給付金を差し上げるとともに、今後在外財産の補償の關係の法律が成立いたしますれば、その要件に該當しておればそれも支給できる、こういうふうな仕組みになるかと思ひます。

○藤原道子君 あの引き揚げ地を出しておる手当、この額、それから定着地の更生資金、これらの額は幾らでしょうか。

○政府委員(実本博次君) 帰還手当はいま一万円でございます。それから、更生資金の額は一件につきまして原則として五万円、こういうふうな額になっております。

○藤原道子君 これは更生資金として給与するのですか。

○政府委員(実本博次君) 貸し付けでございます。

○藤原道子君 わかりました。これは希望者は一日も早く帰られるように、さらにその手当てを進めてほしいと思ひます。

そこで、最後にお伺ひしたいのですが、外地戦没者の遺骨の収集ですね、それから戦没者遺族の戦跡巡拝ですか、墓参などの実施状況、それから今後の計画などを明確にしておきたいと思ひます。その費用等はどこから出ているのか、これらもあわせて伺ひたい。

○政府委員(実本博次君) 大体戦没者の遺骨収集につきましては、政府といたしまして、昭和二十八年以来、数次にわたつて南方の諸地域、あるいはソ連地域等につきまして実施いたしました結果、地域的には、旧満州地域を除きまして、一応終了したものと考へておつたわけでございますが、最近特に南方の諸地域、全島あげて玉砕されたといいふような南方の島々、あるいはフィリピンといったようなところにつきましては、先ほど申し上げました遺骨収集は、何ぶんにも広範な地域に對しまして、限られた人員と限られた日数とをもちに行ないました關係上、やはり山野にまだ未処理の遺骨が発見されるというふうなことで、そういう情報もたらされておる地点がまだ相当ございまして、このようなものをそのままに放置しておくということは全く申しわけないことでございますので、こういった地点につきましては、当該国と交渉をいたしました上、さらに遺骨収集を実施することにいたしました。四十二年度におきましては、フィリピンのうちでルソン島、それからレイテ島及びマリアナ諸島のサイパン、テニアン並びにカロリン諸島のメレオンにつきまして遺骨収集の計画を立てておるわけでございます。で、何ぶんこういった広い地域におきまして収集作業でございますので、ことし一年限りではとてもこれは無理でございますので、まだあと数年

計画でこういった地域につきましての遺骨収集の仕事を続けてまいりたいというふうに考えております。ちなみに、ことしの先ほど申し上げましたような計画につきましては、政府といたしまして遺骨収集費に千三百二十万円ばかりのものを計上いたしております。

○藤原道子君 それから、私よくわからないのですが、けれども、戦犯で処刑された人の遺骨ですが、これはどうなつておるのですか。それは戦犯で処刑されたものは現地から持つて帰るわけにはいかないのですか。

○政府委員(実本博次君) これは外地におきまして場合でございますね。外国におきまして戦争裁判の処刑でなくなつた方々は約一千名の多きにのぼつておられますが、これらの方々の遺骨は大部分持ち帰つておりますが、まだ中国と香港及びベトナムに若干残つております。それ以外のところについては全部収骨を終わつて、こちらに持つて参つております。

○藤原道子君 それから、特に第二次大戦で沈められた艦船ですね、これの引き揚げ並びに遺体収集についてはまことに遅々として進まないように聞いておりますが、現状はどうなつておるのでしょうか。

○政府委員(実本博次君) 今次の戦争で沈没いたしました日本の艦船は約三千隻に及んでおりました。その海上におきまして戦没者の数が約三十五万人と見込まれておるわけでございますが、これらの沈没艦船のうち、引き揚げ可能なものにつきましては、いまのサルベージの技術では、大体海の水深五十メートル以内の所のものでないかとサルベージの技術として引き揚げがむづかしいのださうでございますが、そういう引き揚げ可能なものにつきましては、関係業者の——これは御存じのように、日本の領海内に沈んでおりますのは日本の国有財産でございます。外国の領海に沈んでおりますものは、あるいは公海はちょっと所屬不明ということになるのですけれども、外国の領海に沈んでおりますのはその当該外国の国有財産に

三ひとつ質問をいたしたいと思うのであります。

今日までこの援護処置の問題を取り扱っておられました大蔵省の給与課課長にひとつ質問申し上げたいのであります。戦時中、この大久野島の毒ガス製造所の従業員の中でガスの障害を受けた者に対しては、昭和三十一年以来、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法に基づきまして援護の措置が講ぜられてきたわけでございますが、この援護処置が、戦傷病者戦没者遺族等援護法や、あるいは原子爆弾被害者の医療等に関する法律等によって、戦傷病者並びに原子爆弾の被害者が国から援護を受けていることに比し、きわめて不均衡であると思うのであります。昨年八月、当委員会はこの大久野島毒ガス障害者の実態調査を実施いたしましたのであります。その報告書によりますと、「毒ガス障害者は放射能障害と同一視すべき特殊な障害と思われ。しかも、その救済措置は、原爆被害者と比較してやや格差がある」と報告いたしております。また、たとえば援護法では、遺族年金あるいは遺族給与金及び弔慰金等が支給されておられるのであります。ガスの障害者に対しては支給されていない、こういった不均衡な点があるのであります。ところが、こういう点について、ひとつどういうわけです。そういう不均衡があるのか、承りたいのであります。

○説明員(津吉伊定君) われわれが現在実施いたしております大久野島の旧陸軍造兵廠忠海製造所従業員の方々に對するガスの障害についての処置は、先ほど三十九年来とおっしゃいましたが、実は二十九年でございまして、二十九年からわれわれの国家公務員共済組合連合会におきまして取り扱っております。これも先ほど申し上げたとおりでございますが、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法という法律に基づきましてという措置ではなくて、実質的に、御承知のように、旧陸軍には陸軍共済組合というものがございましたが、終戦によりまして消滅いたしました。もちろん海軍も別にあるわけござい

ますが、その年金者の権利義務を引き継ぎまして給付をいたしておるといふのが旧令の法律に基づく措置でございます。いわば大久野島のガス障害者の方々につきましては、当時旧共済組合がございましてけれども、先ほど申し上げましたように、消滅したあとで、先生お述べのように、漸次状況の悪化、廃疾の高度化、あるいは死亡というような状態が発現したわけでございます。これにつきまして実質的に措置をいたしまして救済をはかる、これは先ほど申し上げた旧陸軍共済組合の存続しておるものと仮定をした場合に、旧令の年金者を、先ほど申し上げましたが、旧令特別措置法によって連合会が扱っているという措置の周辺にいたしまして、連合会をしてこれを扱わせるということに相なったのでございます。具体的に申し上げますと、二十九年の二月にガス障害者の救済のための特別措置要綱、それから認定審査会要綱というものを定めまして、これは行政措置でございまして、全額負担で措置をとらう。その措置の第一は、旧恩給法で規定しております四項症以上の廃疾につきまして、旧陸軍共済組合規則においてはこれを年金廃疾としておりまして、その障害に該当する人につきましては障害年金を給する。この障害年金は旧令に引き継ぎましたとき

に一級から六級という障害等級の改定をいたしておりますので、その改定に伴った分類に応じて、該当するものはここに当てはめるといふ取り扱いをしておるわけでありまして、

それから、次は、遺族の關係でございますが、障害年金受給権者が死亡いたしました場合に、この遺族には年金の五カ年分と同額相当分を障害年金者遺族一時金として支給するということになったしております。これは旧陸軍共済組合規則の遺族扶助金に該当するといふような類似性をいま申し上げる前提で見まして措置をいたしておるわけでございます。それが年金一時金給付の当初からの発足でございますが、もちろんこの額につきましては、旧令の、御承知の、主として恩給に伴う改定措置に應ずる仮定俸給の引き上げに伴いまして、その引き上げられた仮定俸給による計算をいたしております。

て、その引き上げられた仮定俸給による計算をいたしております。

それから、別な面で、療養でございますが、療養を要するガス障害者につきましては、連合会病院でありますところの忠海病院、呉病院で療養給付を実施しておるわけでございます。当初療養期間は三年ということに二十九年二月発足当時はなっておりましたのでございまして、漸次これを延長いたしまして、数次にわたって延長いたしておりますが、現状では、三十八年以降の改正で、当分の間必要に応じて療養給付をいたしますということ、無期限の措置になっておるのでござい

ます。それから、昭和三十六年の四月以降は、原爆に對する救済措置の例に準じて、ガス障害者の療養期間中は月額二千元を医療手当として支給いたします。これもその後改定がございまして、昭和四十年から月額三千四百円というところで、原爆措置の例に準じて行なっておりますのでござい

ます。それから、昭和四十年からは障害程度が、先ほど申しました旧恩給法の四項症以上というもののみならず、それよりも軽度といふようなもの、廃疾程度の下にある五項症以下四款症以上という人につきましても、障害一時金を旧陸軍共済組合規則の区分によりまして支給をしておるといふこととでござい

それで、なぜ援護の關係といたしまして上げる措置との間に格差があるかという点は、援護法においては援護法の水準がございまして、われわれのはうは単純に水準の比較ということではございませんで、いま申し上げるような旧陸軍の共済がありせば、共済組合としてできる限度はこの程度であり、また、補償に努力してその範囲を広げて支給する、あるいは療養給付するといふ措置を共済關係において取り得る最大限まで行なっている状態でございます。

○川野三曉君 大体了解いたしますけれども、そこで、医療手当、これはまた四十二年度に改定されることになっておりますが、もし改定をされる場合には、原爆その他の医療手当同様に改定されるお考えですか、医療手当は、

○説明員(津吉伊定君) 先ほど申し述べましたように、四十二年度からは医療手当三千四百円という改定をいたしております。

○川野三曉君 先ほどちょっと伺いたしましたように、元来、大久野島ガス障害者の援護措置といふものは、昨年当委員会の委員派遣の事後報告にもありますように、大体原爆被害者と同様の障害であると考えられて、少なくとも、この援護措置は原爆被害者と同様に、当時の大久野島毒ガス製造所で製造に従事した者はすべて毒ガス障害者であるという前提に立つて医療補償の徹底をはかる、しかも、国の責任において、全面的に、毒ガス障害者の健康管理はもとより、補償を行なうべきであるという、私はそういう考えを持っておりますわけでありまして、後ほど厚生大臣のこの面についての所見も伺いたいと思っておりますが、したがって、先ほど申しましたように、援護法、あるいはその他原爆被害者に対するところの医療に関する法律で規定されておると、この大久野島毒ガス障害者の援護措置にたいへんな格差がある、この点は是正するお考えがあるかどうか、この点を伺いたいと思

います。

○説明員(津吉伊定君) 先ほど来申し上げておりますように、われわれのとっております措置は、旧令の共済組合の存続を前提とするその範囲内での措置として行なっております。したがって、当時の陸軍共済の障害年金、あるいは遺族扶助金、障害一時金というような給付も公務員連の廃疾でございます。したがって、われわれのはうは、具体的な手順として申し上げますと、この問題につきまして、すでに御承知の先生に申し上げるのとは趣向に説法でございますけれども、先ほど申し上げました二十九年にこの措置を始めたときに、いま申し上げた前提において所要の救済を行なうにはどういふ手続をとるべきであるか。これは現在もその機関で行なっておりますが、連合会において連合会理事長が行なう給付、

療養年金、一時金の給付の前提となる認定を二つの機関で行なっております。

まず、第一は、ガス障害調査委員会というものがあつて、これは当時従業員であつたかどうか。それから、年金一時金は申すまでもなく、当時の職種、給料によりまして、その金額は、もちろんいま申し上げました仮定俸給の上昇はございませうけれども、まず当初における格づけということがございまして、その辺の事情を証拠によりまして認定をするという委員会が一つございまして。

それから、第二に、これは先ほど来御指摘をいたしておりますような医学的に非常にむづかしい問題でございまして、そういう面から認定審査会というのを設けまして、認定審査会におきましては、原爆研究所長でありますとか、あるいは広島大学、慶応大学というような関係の先生方、それから、病院としまして、連合会病院では、先ほど申し上げましたように、忠海病院と呉病院で療養の給付を行なっておりますので、その病院長というのが入つておられるわけでございまして。われわれ医学的には詳しいことはわかりませんが、そういう認定機関を経まして公正にこれが運営されておられ、また、医学的にも非常にむづかしい問題であるために、その面の議論はいろいろございまして、けれども、その間の公務関連性及びガス障害の程度が認定のつく限りにおきましては十全の給付を行なうべきであるというたてまえで、当然この給付を行なつておるといふたてまえでございまして。重々しいついででございまして、われわれ共済組合における連合会共済組合の連合会、連合組織ではございまして、共済のシステムの上に成り立っておりますのであります。また、旧陸軍の共済組合という観点から、行政措置としてそういう基準、条件で行なつておるといふ措置でございまして、われわれの救護措置というものが現状の状態にあるという点を御了承いただきたいと思ひます。これは蛇足で、別に申し上げることもないかと思ひますが、そういう面以外からの援護という問題につきましては、われ

われ共済組合において直接は対象としがたいといふたてまえでやつてまいつておる措置でございまして、この点を御了解いただきたいと存じます。

○川野三郎君 大久野島の毒ガス障害者のこの状態の問題につきましては、昨年来新聞あるいはラジオ、テレビ等のマスコミでいろいろ報道をされておる内容、その他の資料がみなまじりまじりございまして、たとえて申しますと、従業員が当時どのくらいおつたのか、あるいは従業員の中で今日いわゆる毒ガス障害の症状が出ておる者が一体どのくらいおるのか、いま給与課長の言われるのでは、その医療給付を受ける資格の資格審査委員会は、その医療給付を受ける資格の資格審査委員は、おそらく国家公務員共済組合連合会の会長の諮問機関が何かで、認定委員会でございますか、まあ調査委員会というか、認定委員会という二つの何か委員会が諮問機関のようになってきておるようでありまして、その認定の基準の問題等についてもあとでお聞きしたいのでありますが、その認定委員会、確かに大久野島の毒ガス障害によるものと認定をするという、その認定を受けた者が今日何人おるか、そして地元忠海病院の院長の診断を受けて、確かにこれは毒ガス製造に従事したために受けた障害であると病院長から診断をされた連合会会長に申し出た、申請ですか、申し出た者が一体どれだけの数か、そういう大久野島毒ガス従業員、あるいは障害者の実態というものをいままで調査をされたことがあるかどうか。その調査をされておられますならば、その実態についてわかりやすく数字でお示し願ひたいのであります。

○説明員(津吉伊定君) われわれのはうのシステムは、先生御指摘のように、連合会理事長の諮問機関として二つの機関がございまして、それぞれ、たとえばガス障害調査委員会でありましたならば、いわば従業員の身分、所属を確認すること、こういうことでございまして、元忠海製造所長でありますとか、あるいは技師長でありますとか、あるいは工員の代表の方であるとかという構

成をもつて審査をされておるわけでございまして。認定審査会のはうは、先ほど申し上げましたように、医学的な見地から、ガス障害であるかどうか、治療、療養を要するかどうかということを認定するということでございます。ことばじりを持ちようでございますが、先ほどおっしゃいました連合会病院長の確かにガス障害であるという認定を受け、診断を受けて療養の申し立て、あるいは給付の申し立てをされるという点は、実はそのための認定でございまして、認定審査会におきまして当該病院長も参加した上で認定を行なつておるところでございまして。それから、前後いたしましたが、そういう機関によりまして申し立てによる審査をしておりますので、広く一般のその地域、あるいは製造所全般につきましてどういう実態であつたかということに積極的に実態調査をいたした実績はございません。

それから、もう一つ御指摘の調査委員会におきましては、療養の申し立ては、二十九年設置以来、人間の数にいたしまして四百三十八人でございまして。そのうち採択をいたしましたのが三百五十七人、不採択、これは明らかにその所属の証拠がないし、いま申し上げたような構成員が入つておるわけでございまして、採択、不採択はその証明によりまして行なわれるということで、二十七年不採択、差し引き五十四人の方が保留になつておるわけでございまして、これはあるいは決断のしかたによりましては不採択ということでも落としてしまふということも可能であるかと思ひますが、一部の証拠がある、さらに補強を要するといふような人々につきまして特に保留しておるといふ人数が五十四人でございまして。年金一時金につきましては、申し立て人員五十四人、採択四十二人、不採択九人、保留が三人という計数でございまして。

それから、別な機関の認定審査会でございますが、これは療養申し立てがありまして審査対象になりまして人員が三百二十九人、認定されましてものが二百十四人、非該当、これが五十八人、差

し引き保留五十七人、これは健康保険の被保険者でありますとか、あるいは病状の推移によりまして、先ほどの調査委員会の保留について申し上げたと同様な、不採択と保留との確たるけじめは、いかに言えないと思ひますけれども、できるだけ保留の状態を証明を待つ、あるいはその病状の推移を見るというふうなことで五十七人が保留となつております。

それから、年金一時金につきましては、先ほど申し上げました廃疾程度によりまして決定をするわけでございまして、審査人員は五十八人でございまして。そのうち、認定のありましたものが五十二人、非該当が六人ということで、この点は障害がはっきりしておりますので、保留はございません。

○川野三郎君 先ほど連合会の会長に大久野島毒ガスの障害者であるという健康の診断を受けて申し入れた者が、それが不採択になるのはどうかという意味の質問をいたしたのでありますが、いまの御返事によりましてそういう事実はないということですが、その事実は実際どういふことか。

○説明員(津吉伊定君) 委員会の仕組みといたしまして、あるいは認定審査会の仕組みといたしまして、まずその構成員が予断をしてそれを決定するということは論理的にあり得ないということを申したのであります。実態的にそういうことがあつたか否かという点につきましては、まことに申しわけないですけれども、存じておりません。

○川野三郎君 そこで、ガス障害者の資格を決定をする認定委員会の認定の内容といふことが、基準の問題についてちょっとお伺ひしたいのでありますが、これは私は全く医学的な知識がございせんので、いささか愚問になるかわかりませんが、広島原爆被爆者の認定につきましては、これは非常に範囲が広いのでございまして、後遺症が原爆の被爆者にあらわれた場合に、その症状が放射能障害によるものか、それとも他の原因によるものであるかということを医学的に認定すると

いうことは、原子爆弾被害者の場合もまことに解明されていない医学上の重大な問題であると思ふのであります。したがって、原爆被害者の場合は、御承知のように、被爆した者は、当時原爆被爆地に入った者、原子爆弾が投下された以後に被爆地に入った者、あるいは被爆地で作業した者等、全部を原爆被害者とみなして手帳を渡しておるのでございますが、このガス被害者の場合は、被害者である資格を認定する、それがきわめて厳重にやられておるようでありますが、その学術的と申しますか、そういう専門的な問題について、これは確かにガス被害による症状である、これはガス被害以外の症状であるという、そういう認定の内容を認定委員会から、まあ私の想像で、推定でございしますが、大蔵省ないしは連合会の会長に答申をされておるのであると思ひます。その答申の内容を、こういう点は該当するが、この点は該当しないという一種の認定のきめ手となるようなものが医学的にあつて決定をなさつておいて、これは新聞その他で私は常識的にただ理解をしておるだけでございしますから、専門家から見ればいささか愚問であるかもしれせんけれども、ガス被害に対する今日研究というものは、ヨーロッパで第一次戦争のあとフランスで若干のデータがある程度でありまして、なかなか容易にその判定がつかねるものではないだらうかと私は想像するのであります。したがって、該当者と非該当者を決定をして、決定するいわゆる認定基準といふものが、そういうものをどういふふうにお考えになつておられるのか、もしわかりましたらばひとつ御報告願ひたいのであります。

○説明員(津吉伊定君) まことに恐縮でございすけれども、先生以上に、私は法科出身でございまして、医学のことは全然わかりません。したがひまして、医学的に非常にむずかしい、その基準が実質的にはどうなつておるかという御質問に対しては、

【委員長退席、理事佐野芳雄君着席】

これは遺憾ながら答弁をいたす能力がないと申し上げざるを得ません。ただ、しかし、先ほど申し上げましたように、大学の先生方、それから病院長、あるいは当時の兵器学校、もと陸軍軍医学学校の関係の方、そういう方も入つておられますし、保健所長も入つておられるというふうな構成でございします。で、医学的に公正に判定をされておるといふふうに承知をいたしております。それから、それをチェックする資料はどこにあるかというお尋ねでございしますが、これは先ほど申し上げましたように、連合会において、われわれから見ますと強制措置として行なつておることとございします。で、連合会の系統に、東京に本部がございしますが、あるいは現物が上がつてきておりますか、この点は問題でございしますが、あるいはその原始的な証拠、資料というものは現地にどまつておるにいたしまして、それを基礎とする報告は当然出ておりますし、もしその原始的な記録について内容がどういふところとありまして、当然それはいずれかの段階において所在しているという答弁をすることができると思ひます。

○川野三郎君 毒ガス被害による後遺症を学術的に研究をいたしております機関が、ガス被害者の多発地帯といわれております竹原市か、あるいは竹原地区のどこかに研究所か研究会みたいなものが設置されておると聞いておるのであります。その点御存じでございましたら教えていただきたいと思ひます。

○説明員(津吉伊定君) まことに不明でございしますが、存じておりません。

○川野三郎君 大久野島毒ガス被害研究会というのが、私が調べました結果では、広島大学の和田博士、それから山田博士、それから竹原の保健所長、それから忠海病院の院長、この四名をもつて大久野島毒ガス被害研究会というものが現在設置されておられます。広島大学で和田内科において鋭意真剣に毒ガス被害の医学的な研究が続けられておると聞いておるのであります。これはちよつとのはずれの御質問かもしれませんが、厚生大臣も

ちよつとお聞きになつておいていただきたいことは、この広島大学の和田内科がやっております毒ガス被害者の医学的な研究、特にその毒ガス被害によつて多数出ておられます肺ガン、その肺ガンの研究助成費として、アメリカの国立衛生研究所でございしますが、NIHという機関から三度ばかり助成金が、国立大学である広島大学の和田内科のこの毒ガス研究費、あるいは助成金として出されておるといふことを聞いておるのであります。が、こういうことは一体お聞きになつておられるかどうか、これは的確な質問かもしれませんが、これは給与課長、ちよつとやはりあなたはこの関係しておられるんだから、何か耳にしておられるかどうか。

○説明員(津吉伊定君) 遺憾ながら、その点は存じておりませんが、御指摘になりましたことは、われわれのほうの名簿で和田という広島大学の教授も認定審査会の委員に入つておられますし、また、竹原保健所長も参加しておられるというところでございまして、その毒ガス研究会というものがあるかどうかは別として、別途といふと語弊があるかどうかはわかりませんが、何かそういうものがあるかどうかは存じておりませんが、その研究費の補助云々も存じておりませんが、その関係に入つておられるといわれましたメンバーはわれわれの認定審査会のほうにも入つておられるようございします。

○川野三郎君 この問題につきましては、また後日質問をいたすとしたしまして、厚生大臣にちよつと。私は、先ほどから大久野島の毒ガス被害者の援護につきましては、現在、大久野島毒ガス製造所で毒ガスが製造された期間というものが非常にまちまちでございまして、

【理事佐野芳雄君退席、委員長着席】

昭和五年につくられた始めたとか、あるいは昭和二年という説もありまして、それが昭和十二年まで、十二年以後はつくられていないと、あるいはまた、昭和十六年まで製造されておるとか、十八年まで製造されておったとか、いろいろ期間が区々まちまちでございすけれども、いずれにしても、その間にここで従事しておった者が、現在判明した従業員が約二千四百六名でございします。これは広島県議会の中にあります原爆被害者特別対策委員会が昭和四十一年の十二月に第一次の調査をしまして、四十二年の三月第二次の調査をやりまして判明した数字でございします。これは、少なくとも、原爆のこの被害者と同様に、大久野島毒ガス製造に従事しておりました者はすべて毒ガスの被害者であるという前提に立つて医療保障の徹底をはかつて、国の責任において、かつ働いておりましたから従業員の健康管理ないしは援護を行なうべきではないか。要すれば特別の立法措置でこれらの気の毒な方々の援護措置をはかるべきではないかと私は考えるのであります。なお、これに従事しておりました従事者が全部内地軍属でございします。そのためから、むしろ援護法に移して、手厚い、一般戦傷病者、戦没者の援護と同様に援護措置を講ずべきではないかと私は考えておるのであります。大臣の所見をこの機会に承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(坊秀男君) 大久野島の毒ガスによる被害を受けた被害者に対する措置につきましては、先ほど来、津吉給与課長からなる御説明があつたとおりでございしますが、これに対する措置をどうするかといふことであります。この措置につきましても、二十九年以来、国家公務員共済組合連合会におきまして特別の措置をとつております。そこで、これに対してなお十分ではないか、何とかしなくてはならぬんじゃないかといふようなことにつきましては、私は、この特別措置といふものを今後どういふふうにと整備充実していくかといふことが、これが一つの問題であらうと思ひます。

それから、原爆被害者と同じように扱つたらどうか、こういうお話でございしますが、私もお医者さんじやございせんので、原爆被害者が受けております身体障害と、それから大久野島における

毒ガスによって受けた身体障害とはどこが違うのか、あるいはどこが同じだったようなことについては、私もこれをつまびらかにいたしません。ただ一つ、この原爆被害者との毒ガスによる身体障害者との違いを考えてみますと、病気の性質とか、そういったことでなくして、原爆被害者は広島なり長崎の特定の地域において、思いもよらぬ原爆というもので不特定多数の人たちが一挙にして非常な障害を受けたということであり、この大久野島の毒ガス障害者は、陸軍の造兵廠の仕事に従事しておったというような方々でございまして、これはその性質から申しますと、一種の労働災害と申しますか、そういったようなことによつて生じた障害であるということで、その病気の性質などについては私つまびらかにいたしませんけれども、原因がそこに一つの違いがあるということと、それから、もう一つ、援護の対象というところでございしますが、現在のこの援護法は、大東亜戦争と申しますか、太平洋戦争以後のその人たちに對する援護が措置されておるといふことでございまして、私は、大久野島の毒ガス障害を受けられた方々に対しては、これは今後どういふふうな扱っていくかということについては考えなければならぬ問題だと思ひますけれども、目下のところ、原爆被害者と同じようにその援護法の対象にしようということになりますと、少しこれは考慮しなければならぬ余地があるのじゃないか、かように存じます。

○川野三郎君 大臣の御答弁の内容につきまして、若干私もまだ重ねて質問いたしたいのでございますが、その点につきましてはまた後日に譲るといたしまして、最初から私が申し上げましたように、大久野島毒ガスの障害者の認定をもつと緩和をするということ、それから援護法等で軍人、軍属の遺家族、あるいは傷病者等が国家的保護を受けておると同様、あるいは同様以上に手厚い保護をすべきである。ぼくはそういう医学的な知識はございませんけれども、和田博士とも話した経緯によりまして、原爆被害者の症状と同様のもの

であつて、これはあくまでも同様に扱うべきものであると私は考へるのであります。この問題につきましては後日また質問いたしますから、きょうはこれで打ち切ります。

○藤原道子君 ちよつとお願いがあるのです。本朝来からいろいろ質問が続けられて、いま川野委員が言われておりましたことも、私ほんとうに胸を打たれるものがあるわけでございまして。原爆の問題といふ、この毒ガス障害の問題といふ、事は非常に重大でございまして。したがって、次の委員会に、大蔵大臣、それから内閣の責任者にぜひ御出席願ひまして、とことんまでこの問題は審議を進めたいと思ひますので、さように御取り計らいをお願いいたします。

○委員長(山本伊三郎君) 藤原委員の申し出につきましては、委員長としてそう計らうよう努力いたします。

他に御発言もなければ、同法案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめておきます。

○委員長(山本伊三郎君) 次に、社会保障制度に關する調査を議題とし、これより質疑を行ないます。御質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。○大橋和孝君 私は、いま非常に流行しようとしております日本脳炎の問題について二、三点を伺ひたいと思ひます。今年、御承知のように、流行の三カ年目に当たるといふので、非常に大流行を起すのではないかと、これは前からいわれておるわけでありまして、また、私は京都出身なのであります。京都なんかの状態を見ますと、あそこも非常に多発流行地としての指定を受けておるといふので、京都あたりでも非常に大きくこの予防対策について考慮が払われてきておるわけでありまして、今年にはもう愛知県に一名五月の三日に発生をしておるし、六月六日には長崎で蚊から日本脳炎のウイルスを発見をして、これも平年に比べると二十日以上も早く出てきておる。こういう観点か

らいつて、前からいわれておるところの本年は大流行期であるということも裏づけをされておるような形であるわけでありまして。もう七月の一日くらいに厚生省の報告を聞きますと、二十三県くらいにわたつて七十一名患者が出ておる。その中で、もう十四名死んでおるわけでございます。これを去年に比べてみると、去年はこれが四十七名であつて、その七月一日現在では四名しか死んでいなかった。ことしはもう死亡率では三・五倍、また、発病患者としても一倍半に達しているといふのが七月一日現在の報告だと私は聞いたわけでありまして。こういうことから考へてみますと、多発するといふような現状が迫つておるといふわけでありまして、特にまた調べを聞いてみますと、もう何と申しますか、広島あたりでは十名も出ておる、鹿児島も八名出ておる、大阪だと愛知だとか岡山あたりは五名も出ておる、あるいは、また、群馬だとか兵庫あたりにも四名、こういうような形でも、もう各県に相当数の数が出ておるわけでありまして。特にまた南のほうに多いわけですね。これは当然あたにかいから、あたにかいほうから起こつてくるのだらうと思ひますが、南のほうに非常にたくさん発生しつづつある。そういうような関係で、いまワクチンのほうは一体どうなつてゐるか。京都あたりもそういう関心が非常に大きい。このワクチンが南のほうに回されたり、いろいろなことがありまして。話によりまして、わが国も相当たくさんワクチンがつくられて、厚生省の話を聞いてみると、二千七百万人分くらいワクチンが用意されたけれども、だんだん底をついてきておる、こういうような形でありまして、去年から比べて千六百万人くらいで済んだのが、もう二千七百万人分が消費されているという状態、脅威を来たしておるのだというお話を私は伺つたわけでありまして。こういうことを考へてみて、多発地の指定を受けて非常に苦慮している京都府あたりも、府も市も業務課長が厚生省へワクチンが欠乏したことに対していろいろお願いにまいつて、ワクチンをいま回してもらいたいんだ

と要望を一生懸命やつておるといふ報告を私は京都で聞いたわけでありまして。こういう取り組みが行なわれており、また、京都あたりでは最近では蚊、コガタアカイエカが問題になるわけでありまして、この蚊の退治のために巨額の費用の要るところの飛行機で薬を散布して蚊退治しようといふ方法でありまして、これは京都のほうで盛んにやられておる。これは京都のほうで盛んにやられておる方法でありまして、私は、こういうような関係で京都あたりが真剣に取り組んでおつて、現在のところ、あまり発病者が出ていないといふことは幸ひだと思ひますが、しかし、私は、これはたいへんな問題だと思ひます。特に比較をしてみますと、昨年あたりは大体発病の数字ちよつと私は忘れましたが、去年だけでも日本脳炎にかかつておる人を考へてみますと、たぶん二千三百一人だつたか、こういうような数だつたとぼくは記憶しておるのですが、それがこしは流行期で、一倍半か、あるいは二倍になるだらうといふわけでおる。これは私は相当の数じやないかと思ひます。ワクチンも政府は一倍半を計算に入れて準備をされたといふのであります。ところが、これが二倍、三倍とも発生をしてきたとなると、日本脳炎という病気のものは死亡率が非常に高い、また、日本脳炎にかかされたら、回復しても、脳をおかされるために廃人同様になつてしまふといふおそろしい病氣であります。こういうような観点をいろいろ考へたしますと、いまの事態、いま現在ワクチンが欠乏して十分渡らないといふような状態になること自身は、私は非常に大問題だと考へるわけでありまして。そういう意味で、一体このワクチンをどういふふうな考へておられるか。

また、その中でもう一つ問題を提起したいと思ひます。今年度の予防接種は一ccを注射するといふことですが、これは私もいろいろ聞いたわけでありまして、一cc皮下注射をするといふし、それが初めての人であれば一週間置いて二回やるわけでありまして。そしてこれをやれば九十九%免疫になるのだ。いままでは〇・一ccの皮内注射も認めるとい

うことであったのを、ことしはこれを1ccにした、これは非常に大きな違いです。○1ccの皮内注射では七八%くらいの免疫率だということですから、九九%というほとんど完全に近い免疫率のあら1ccにされることは非常にけっこうだと思ふのでありますが、それであるのに、今度のワクチンの計画の話を聞いてみると、約三倍くらいを用意したのだという話であります。これは○1cc使うのが1cc使うことになるのと十倍の量が必要のわけでありまして、どういふような根拠でそれをおおむね三倍の程度で押えられたか、そういうことも私はよくわからないし、この予防ワクチンがなぜそんなに少なくないか、この大事な病気に對して、いまごろのごく初期の段階でもワクチンが欠乏するといふ事態になつては非常におかしいではないか。そういう点について一ぺんお考えを伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(坊秀男) 御指摘のとおり、ことしは日本脳炎が例年に比ばまして非常に早い時期に発生いたしましたし、しかも、相当の数の人が去年同期に比ばまして罹病をしておられることは、まことに憂うべき状態でございます。これに對しましてワクチンの不足を告げておられる御指摘でございますが、これも日本脳炎が過去のごとく蔓延のきざしがあるといふことにつきましては、そのワクチンの需要がたゞいま非常に多いものでございまして、そこに多少の見込み違いといつたようなこともあつたといふことは、これは遺憾なことでございますけれども、現在この実情に對処いたしまして、厚生省といたしましては、鋭意ワクチンの生産、ワクチンの配給というやうなことに努めておりますが、現在の日本における日本脳炎の蔓延のきざしのある状況、及び、これに對処するワクチン対策等につきましては、担当局長が参つておりますから、詳しく御説明をいたさせます。

○政府委員(坂元貞一郎君) 日本脳炎のワクチンの生産、配給の問題でございます。ただいま大橋委員から御指摘のように、昭和四十二年における

日本脳炎ワクチンは各都道府県から非常に強い要望がございまして、確かに全国的に見ますと、ワクチンの不足状況といふものが各地で問題になつておられるわけでございます。この点は私も非常に申しわけないと思つておられるわけでございます。そこで、本年における日本脳炎ワクチンの生産ないし配給の状況でございますが、昨年までも日脳ワクチンは非常にその需要が年々増加してまいりまして、先ほど大橋先生からも御指摘ございまして、先年、昭和四十一年におきましては一万六千六百リットルぐらゐ、一人1ccとしますと千六百万人ぐらゐのワクチンを配給いたしましたわけでありまして、ことしになりますと、その約一・五倍、二千五百万人分ぐらゐのワクチンの生産計画といふものを立てまして、本年一月から現在まで配給をすでに終了いたしておられるわけでございます。二千五百万人分といふと、大体国民の四分の一、四人に一人分ぐらゐのワクチンを配給いたしておられるわけでございますが、これはわが国の予防接種の歴史におきましては全く異常な状態だと、私もはかばかやうに受け取つておられるわけでありまして、しかしながら、冒頭に申し上げましたやうに、なおかつ各地におきましてワクチンの希望が相当ございまして、私もとしましては、鋭意ワクチンメーカーを指導いたしましてこの製造に全力をあげてやつておられるわけでございます。ただ、製造技術の点なり、あるいは国家検定等の関係で、なかなかこれは時間がかかるわけでございます。したがって、今後に見通しをいたしましては、私もとしまして、現在各メーカーで予防衛生研究所のほうに検定を依頼しておりますので、その検定の結果、合格したものから逐次早急に各都道府県の方に配給をいたしたいと思つておられるわけでございますが、ちょうど七月の六日、明後日でございますが、約百六十リットルが合格する見通しでございます。それから、八月の二日から三日ごろに残りの三千六百リットルが、かりに検定に全部合格いたしますならば、こ

の三千六百リットルの分が一般の使用に供される見込みでございます。したがって、今後製造されるものを含めると、本年における八月までのワクチンの総生産量といふものは三万リットル、つまり一人1ccとかりに換算をいたしますと、三千万人分といふものが八月の二日から通しを持っておられるわけでございます。先ほど申しましたやうに、三千万の人たちの日脳ワクチンを使用してもらうといふことは、いままでもかつかないほどの大きな量でございます。私もとしましては、できるだけ一般国民の方に不安を与えないやうにということで、今日まで鋭意ワクチンメーカーを指導奨励しまして生産を間に合わせるやうにしようといふことになつてまいりましたわけでございますが、結果におきましては、どうも本年における日脳の異常流行といふことが非常にあらわらうと、騒がれておられて、したがって、そういうやうな観点からしまして、この三千万人分といふようなものがほんとうに八月の上旬ぐらゐの間に生産になつたとしまして、これで十分かといふことについては、私も今後の流行予測といふものを十分的確に把握いたしませんと簡単に申し上げられないわけでございますが、とりあへずの措置としまして、先ほど大橋委員も仰せられましたやうに、接種量といふものを若干調整をいたしますと、希望者の方にできる限りたくさんワクチンの使用ができるやうなことも考えられますので、そういう点も現在厚生省として調整をしておられるわけでございます。

それから、第二の御質問で、昨年まで続けた接種量が一人当たり○1ccといふことであつたといふお話でございますが、昨年のちやうど十二月に日本脳炎のワクチンの基準を改定をいたしましたので、本年におきましては一人当たり通常1ccといふものを接種することになつたわけでございますが、もちろん昨年も一人当たり1ccといふものがたてまえでございまして、ただし、例外的に、多発流行地域の六歳以上の者に対しては

○1ccずつ二回皮内注射をしていいというただし書きで運用していただけてございます。したがって、たてまえは、あくまでも昨年までも1ccといふものがたてまえであつたわけでございますが、ただし書きの多発流行地域においては、○1ccといふものを、本年は基準量を拡充したといふことに相なつておられるわけでございます。この理由等は、先ほど大橋先生おっしゃいましたやうに、免疫効果が1ccの場合は九九%、○1ccの場合は七八%といふやうな学者なり研究所長の実験の結果がございまして、それが根拠になつておられる、こういう状況でございます。

○大橋和孝君 いま非常にワクチンが欠乏しておるといふわけでありまして、各府県からのワクチンが不足しておるといふ、その実態の状況をひとつ聞かしてもらいたい。特に京都府では業務課長が府も市もそろつてこちらへ陳情にまいつておられるやうでありますし、同時に、また、厚生省の指令もあつて、一体どれくらいが必要であらうかといふことのアンケートをとれといふことで、医師会が医師に向かつてアンケートをとつた。ところが、いままで京都府において千五百本、それで今度やかましくいわれて、あと三百五十本が入つていま予防接種が行なわれておられるわけでありまして、医師会がアンケートをとつてみますと、何と二千八百本ぐらゐの必要だといふアンケートが出てきたわけなんです。そのアンケートの状態はいろいろの観点から出ておられるのでありまして、うから、一がいには言えない。これはちよつと多く見積もられておられるかもしれないし、あるいは、また、不確実な点も指摘する点はあるかもしれないと私は思ひますけれども、こういうやうな実際のアンケートをとつて、そして日本脳炎の流行に對して、特にもうそういう指定地域になつておられるいままでの苦い経験からこれに對して取り組んでおられるわけなんです。こういうやうなことを考えてみますと、いまのお話の中でだれが触れられておられますけれども、一体どれくらいが、それから、もう一つ私は考えられ

るのは、先ほどもと、三千万人ぐらになるわけだから多いくらいだ、あるいは、また、都合によつては、流行によつてはそうでもないかもしれない、こういうお話があつたのです、私ちよつと調べてみましたけれども、これは前の例ではございますが、天然痘が何にも流行していないときに、あれは強制で天然痘は予防接種をしなければならぬというふうでやつてゐるわけですね。これはやはり五万人分ぐらゐの接種量で済んだところが、一人どこかに出たらしいという、内地へ入つてきそうだと、船で天然痘患者が出たという話が出ますと、一ぺんに百万人分の接種が必要になつたという例があつたはずなんです。これは何か書いてあつたから私読んで知つてゐるのです。おそらくそういうことがあつたことは厚生省でも御承知だと思ひますが、そういうわけで、流行期だとか、あるいは今度はそれに對してこゝろにどういふことになれば、やはり病気が病氣であるだけに、天然痘もそうでありましようが、ことに日本脳炎になればもう死んでしまふか、さもないけれども、非常に死亡率が高いという病状から考えれば、当然私はそういうような問題が起つてくるだらうと思ひます。こういう点で、一体どういふふうに把握をされておるのか、厚生省では、あるいは、また、現状として各府県ではどういふ訴えを持てゐるのかということ、この二つの問題。もう一つは、厚生省のほうでは今度何か二十日ほど前に豚の中からビルスの発生状況をキャッチしておるわけでありますが、こういうものと患者の発生状況というものに對してはどういふふうにつながつて考へておられるのか、この三点についてちよつとお聞きしたいと思つておられます。

と、大体二十七、八の県から要望がまいつております。その総数は二十万本でございます。一本は、御存じのように、二〇〇〇というふうになるわけでございます。二十三万本ぐらゐのものが現在各都道府県から不足してゐるという要望が私どものほうに届いておるわけでありま。

○大橋和孝 先ほど申されました七月の六日では百六十リットル、八月三日では三千六百リットルというので、だいぶたくさんでございまして、これはいま検定が通ればという前提であるわけですね。私は、今度のワクチンが少なかつたのも、何か話を聞きますと、検定がなかなかむづかしいので、検定を完全にやらなければいけないので、合格が出る、また、それが出たために少なかつたので、初めのうちに渡す分が減つたのだという答弁があつたというのを聞いておるわけでありま。

○政府委員(坂元貞一郎君) すでにいままで各都道府県に配給を完了いたしましたのが先ほど申し上げました数量になつてゐるわけでございますが、いまお尋ねの、今日現在において各都道府県のはうから本省のはうにワクチンの要望がきておる実情を申し上げますと、全国的に見ますと、

い、予防接種の中でもしなければならぬラングに入つてゐるのです。しかし、現状から見ると、パチフスあたりは死亡率も減少しておるし、そういう状態であるのかかわらず、こちらのほうで日本脳炎は、先ほど言つたように、ばく大な人がほとんどその中の三分の一ぐらゐの人は死んでしまふ、場合によつてはもっと多い率で死亡する、なおつても廃人になるというおそろしい病気の予防接種ですから、これは任意でなく、いまの状態では希望者ということになります。もう少し積極的な施策を進めると同時に、もう少し接種は、おそらく私はかき得るような条件にある人全員にこの予防接種をするくらいのかまゑが必要ではないかと、こう思ふのでありますが、その点について特にお尋ねします。

○政府委員(中原龍之助君) 先ほどの先生の御質問で、業務局長のほうから言ひ残しましたことについて申し上げます。先生のおっしゃつた豚の流行とか蚊のビルスの発見というものと人の流行の問題との関係は一体どうなのかというお話でございますが、私もいままで承知しておりますところでは、大体豚の流行が出て、それから大体二、三週間のズレで人の流行になるといふことを私は聞いておりますから、それだけ申し上げさせていただきます。

接種費の補助をするというふうな施策をとりました。したがひまして、そういうことになりますと、法律で制定したのとは同じようなことになつてまいります。で、この予防接種の法律を全体としてどうするかという問題は、現在私どもも伝染病予防調査会あたりでいろいろ論議を重ねて検討してゐるわけでございますが、現在この日本脳炎の接種はわりあいに順調に行なわれてゐる。したがつて、これをすくなく強制的に組み入れるかといふことはちよつと問題がございまして、予防接種が十分にできるような施策を講じていくということ、いまそのほかの根本問題を検討するといふ状況になつておるわけでございます。

○大橋和孝 そういうふうにして自発的に接種ができてゐるから非常にいいんだと、だから何とか方法を考へて普及されていくことを考へよう、こういうふうなお話でございますが、私は、いまこのワクチンの問題だけをとり上げてみても、いまこのワクチンは、営利会社といつてはぐあいが悪いけれども、普通の製薬会社がワクチンをつくつてゐるわけですね。そして御承知のように、ワクチンがもし残れば、ことにこの日腦のワクチンは有効期間が短いわけでございますから、使われなくなる。たとえば私が考へるの、来月の半ば過ぎてから出てくるワクチンは、實際からいへば予防的な効果は薄くなつてくる。今月中にやられることが最も必要であるわけなんです。そういうふうなことで、これをワクチンの製造メーカーにまかしておいて、そしてそれが使用されなくなつたら製造メーカーが出血になるわけでありまから、その計算をして、これを控へ目控へ目に生産していくといふことにならうと思ひわけです。私はこういうふうなことから考へて、国でももう少し予算を組んで、こういうふうな必要ワクチンは国で買ひ上げてしまふといふことで、もつともつと拡充政策をして、買ひ上げてから配給をする、そういうふうなことで進まない、私はこういうふうなことで、非常に普及されて

いるからということで放置するのは、あまりにも対象となるものの病気の状態は重過ぎるし、また、かかった人はあまりにも深刻な状態に追い込まれる、こういうようなことであるわけですから、私は、そういう点でこれは非常に問題があると考えています。この点について、それならばこしはばらくの間に国民に予防注射が行き渡るようなワクチンの製造をすることのできる体制はあるのかどうか、こういうような問題なんかも含めて、一べんお伺いしたいと思うわけです。

それから、特に私は、こうした面で低所得者に対するところの、何と申しますか、相当幅を広げた範囲に無料でやるといふことにしなければならぬがなかなか実施されない。進んで予防注射を受けられる人はそういうふうな恵まれた状態の人であって、ほんとうに毎日の生活に追われておるような人は、なかなかいままのよう形で、強制もないで自然に皆が自覚して受けてきてくれている。パーセントが上がってきたからけっこうだといふとらえ方では、ある程度はパーセントは上がるでしょうが、いま言ったように、生活的に毎日の生活の条件が追い込まれておるような状態の人はなかなか予防注射を受けにいきたくないと思つていない。ことに私がここで申し上げたいのは、二度目の一回式の人は二百円ですね。初めての人は二回式で四百円、こういう費用をボーダーライン層の人、特に私は京都あたりの実態を見ると、日本脳炎におかされておる場所は、そういう階層の人が多く住んでいる所に多い。もちろん郡部と市部との境目は多いわけでありまして、特に私はそういうふうなことで一度病院関係で統計をとったことがありますが、比較的上流家庭、いい家庭の人はかからなくて、そんなに言うては失礼かもしれませんが、非常に生活に追い込まれている階層の人にこの病気が多いといふこと自身、私は予防注射に関係するであらうと思ふ。そういう観点から、いまのような受け取り方は非常にまずいのではないか。むしろ国の予算でこういうワクチンはみんな

買い上げて、これを各地方に配付する。それはこゝにボーダーライン層に対しては無償でできるようなものを含めて配付していくという形をとつて、最終責任は国が持つというところにならなければ、これは私はできないのではないかと、こういうふうに考えるわけでありまして、このワクチンの問題を国民全体に対してもやつて、こういう病気が撲滅できるというふうなことに對しての考え方はどうでありましょうか。いまのような考え方、非常に受ける人が高まつてきたからこれだけのことだといふことでこの病気がほとんど防げるのかどうか。二千何百人の人がこういう廃人同様の現状を見て、ことにこれは非常にその最盛期であつて、非常に流行期である。もう金のない地方の自治体においても、この問題に對して相当真剣に取り組んでおるという段階で、厚生省がこれに對してどういふふうな考え方を持つかといふことは、これは私は基本的な姿勢の問題としても大きな問題であるし、私は、こういう問題に對しては、いわゆる大蔵省も予算の面で、あるいは、また、ことにこれは流行期であるといふならば、予備費を使つてもいいものではないか。これはせよといふような形がとられてきて初めて私は国民に對してのほんとうに生命を尊重する政治であり、そういう方向にいかなければいけないものでないかといふことを考えるわけでありまして、厚生省のお考えをひとつ伺いたいと思ひます。

○政府委員(坂元貞一郎君) 日脳ワクチンを含めて、ワクチンの需給関係の調整ということにつきましても御質問でございますが、確かに御指摘のように、ワクチン類の生産並びに供給等の仕事は、非常に私ども自身、現在たまたま今回のような日脳ワクチンの問題も起こりまして、常日ごろから頭を悩ましておる問題の一つでございます。御指摘のように、需給の調整というものが非常に困難なわけでございます。ワクチン類の生産というものは、大体翌年分を当該年度の夏から秋ごろにかけて生産に取りかかるわけでございます

が、大体一年間先のことを見越して生産をする。伝染病の発生状況なり、あるいは流行の予測といふようなものを片一方においてきちんとやりながら明年度におけるワクチン類の生産配給態勢を考へるわけでございます。非常にこの点がむづかしいわけでありまして、過去におきましては何とかこの点は通り抜けてまいりましたけれども、たまたま本年におきまして今回のような日脳ワクチンの不足という事態を惹起したわけでありまして、これは確かに冒頭に大橋先生の仰せられましたように、本年が三週期の年に当たつておるといふようなことが非常に一般の国民の方に不安感を与えまして希望接種者が非常に激増したといふようなこと。それから、また、大体五月から六月以降にかけまして接種時期といふものが集中的に行なわれたといふような、いろいろな事情がございまして今日のような状態に相なつたわけでありまして、私どもとしましては、今後はこのワクチンの需給安定という問題につきましましては、ただいま申し上げましたように、流行予測といふものをもうちよつと確実にやるべきであるといふこと。それから、また、運用面におきまして、接種時期等をももう少しうまく円滑に調整をしていくといふような、いろいろな手段を講じていかなければならぬと思つておるわけでありまして、ただ、基本的な問題としまして、先生も御指摘のように、国家買い上げ等の措置をとるべきじやなからうかという御意見でございますが、確かに現在私どものほうで若干のワクチン等については国家買い上げの制度をとつておるわけでありまして、先ほども申されましたように、日脳ワクチンについて、まあいわゆる強制接種というたてまえをとつておりませんので、なかなか国家買い上げの制度になりにくいといふような点も事務的にございまして、この国家買い上げ制度といふものを根本的にどういふふうにしてやつたほうがいいのかという点については、私ども従来から省内でいろいろ研究をいたしてゐるわけでありまして、たとえば一つの試案としまして

では、国がワクチンの需給等について最終的な責任を負うといふような形で、たとえば需給安定基金といふようなものを国が設けて需給のバランスをとつていくといふような考え方も過去においてとつたことがありますが、いろいろな事情がございまして、今日のところ、このワクチン類の需給安定対策といふものは、なかなか学問的にも技術的にも事務的にもいろいろむづかしい点がございまして現在のようないふ方々を続けているわけでありまして、今後は、私どもも、そういう根本問題も含めて、十分この件について検討を進めていきたい、かように思つておるわけでございます。

○説明員(辻敏一君) 日本脳炎は死亡率が高い、また、あるいは後遺症があるといふ点にかんがみまして、非常にこわい病気でございます。その対策が重要でございますことは御指摘のとおりでございます。財政当局といたしまして、このような点にかんがみまして、四十二年度におきましては、日本脳炎の予防接種につきまして低所得層に對する公費負担の制度を新たに設けることとしたしまして、このための予算として四千七百万円を新規に計上いたしております。また、日本脳炎対策といたしましては、このほか、先ほどお話が出ておりました流行予測の調査費といたしまして、ポリオ、ジフテリア等、他の疾病とあわせて約千八百万円を計上いたしております。そのうち、日本脳炎の分は約九百五十万円程度にならうと思ひます。また、日本脳炎のワクチンをさらに改良いたしますために、ワクチンの開発費といたしまして約九百万円を計上いたしております。このように、四十二年度予算におきまして、日本脳炎対策につきましては相当配慮しているつもりでございます。この範囲内で対処できるのではないかと、かように考えております。

○大橋和孝君 いまいろいろお聞きしたことで、いふよく私も理解していただきましたが、いまこうした負担でたいいであるとお考えで、それができればたいいへん私はずいぶんと思ひま

すが、この流行期を控えてワクチンが少ないという現状から考えて、非常に時によつては、今度は何かひとつ考えなければならぬという問題が出てくるのではなからうかと思ふから、特にそういうことを伺つたわけなのであります。

もう一つ私はここで伺つておきたいのは、このコガタカイエカというのをこれを仲介するのが一番多いわけでありまして、蚊が問題になるわけでありまして、非常に京都府あたり、あるいは、また、京都市あたりは、この問題に対して予防はどうかという問題が非常に重要に真剣に考へておる。だからして飛行機から蚊を退治するための薬をまこうとして計画をしておることを聞いてゐるわけでありまして、いままで私は京都の市会議員をやつておつたじぶんにもそれを熱心に計画をして、何回と何回と何回とにまけば蚊というものが完全に駆除できる、これだけのものをまきなさいということまで主張したときに、調べてもらつたらばく大な費用がかかるわけでありまして、これをやつたら京都府だけでもものすごい金がかつて、金が出ないのだ、こういうことであります。私はよく承知しております。しかし、私は、いまの段階でこういうような人命をみすみす何千人という、あるいは、また、大流行になつたら何万人となるかもしれないが、そういう人が死んでしまふか、さもないければ病人、もう全然脳をやらせてしまふから、これはもう常人ではないわけでありまして、そういうような状態を起すこととなれば、その金の問題というものをもう少し考へるべきではないか。全部国が持つて、このことを私は主張するわけではないけれども、そういうことをやるようにする必要があるのに知らぬ顔をして、だいたい向上してまいりました、非常に予防注射を受ける率がふえてまいりましたというふうなことで、この病気を、監督官庁である厚生省が、あるいは、また、それを裏づけするところの大蔵省が、この前にこういう処置がしてありますから、その中でできると思ふます、まあそういうことも、私はなるほどさうかもわかり

ません。私は経済のことについては至つて弱いわけでありまして、私も、こういうことに對して、ほんとうに國民の生命というものに關係するやうな問題については、多少お金がかかつて、ひとつやつてみようという姿勢がこの時期にないものであらうか。特にことしは流行期であるという非常に恐怖感を覚えて、少なくとも、きょうあなたの親戚の人でこの日本脳炎の人ができた、じつと見て、そのなおつたあとの患者を見て、どういふうな気持ちを持たれるか。私はさういふやうな人が世の中にたくさんあると思ふので、さういふ観点から考へると、あまりにこの答弁を聞いておつて、何か私自身受け取るのには非常にさびしい受け取り方がされるわけでありまして、ですから、私は、こういう問題に對しては、もつとも積極的な姿勢を示していただきたい、こゝういふふうには思ふわけでありまして、これはまたあとからちよつとお話も申し上げたいと思ふのでありますが、まず先に、一体大蔵省も、あるいは、また、予防を担当しておられる側としても、さういふやうな考へを持っていただけですか、所信のほどをひとつお聞きいたしておきたいと思ひます。

○國務大臣(坊秀男君) ただいま問題になつておられます日本脳炎はもちろんのこと、こゝういったやうな流行病でございますが、それを予防するといふことは、これは何よりも大事なことでと思ひます。さういふ意味におきまして、人間尊重の精神から、病氣にかかつた、これは薬がないからどうにもならぬといふやうなことでは私は非常によろしくないと思ひます。そこで、今後病氣の状況、これをできるだけ予測をして、人間のすることでございますから、万全は期しがたいと思ひます。しかし、もつときめこまかく予測をしていくといふこと、それに従つて薬の需給状況といふものももつとこれを確実につかみたいといふたやうに、大いにこれは研究をしてまいらなければならぬといふことが一つです。いろいろ御指摘になりましたやうな御意見でございますが、大体そ

ういったやうなワクチンをつくり過ぎてこれまた困ることでございますし、また、つくり足りなければ、これはもうもつと困ることでございます。さういふことを考へまして、こゝういった流行病に對処していくためには、厚生省といひました、これは予算でもつてだけ私は片づく問題ではないと思ひます。しかしながら、予算の面において片がつられるといふ面におきましては、厚生省といひましたも強く財政当局へひとつ御理解を願ひ、かつ、要望をいたしまして万全の措置をとつてまいりたいと、かように考へております。

○大橋和孝君 ちよつと大蔵省にも答弁していただいたのですが、次の問題もありますから、それに含めてお尋ねすることにいたします。私は、今度は農林省にちよつとお尋ねしたいと思ふのですが、先ほどから十分御案内のことでございますから、くどくどしくは申し上げたくはないのでありますが、いわゆる豚、そのほか鶏とか、あるいはウサギとか、いろいろのものを介しているといわれておりますけれども、おもに豚が大きい対象になつておるやうでありますけれども、豚の中に日本脳炎のウイルスが繁殖して、それが強化されるわけでありまして、現在農林省で、豚のほうに對しては、いわゆる日本脳炎が感染をしたらおあさん豚は流産をしやすく、子供がたたくさん流れてしまふ、それを防止するために予防接種をしておられるはずであります。これは予防接種は、まあ大体馬の予防接種と同じやうに、一回一〇〇やるのが七十円ぐらいにつくのだ、二回やれば百五十円ぐらいになるといふことなんです、私は、この人間の日本脳炎を予防するために農林省で百五十円のもの何と出して出して、さうして豚の予防をして、これが日本脳炎の予防に役立つ。この日本脳炎をなくする、撲滅してまいりたいといふ観点から考へると、私は、やつぱりワクチンを、先ほど申し上げたやうに、ポードラインの人にまで徹底的に使えるやうな、使いやすい、四百円も出さなければ

ば予防注射が受けられないという状態ではなしに、さういふ人たちにもつと幅を広げて、国がお金を負担してあまねくすべての人が予防注射が受けられる、それも一つの予防の方法と思ひます。それから、もう一つは、その中間であるところの豚なんかの予防注射をもつたらどうだらうか、私はこゝういふふうには思ひます。同時に、また、その後は三つ重ねて今度蚊の撲滅をしなければいけない。この三つのものをうまく調節しない限り、完全に日本脳炎といふものをなくすることはできないんだ、こゝういふふうには思ふわけでありまして、さういふこと考へてみますと、いろいろ厚生省のほうから伺つたり農林省のほうから伺つてみますと、馬には予防注射をしてゐるわけでありまして、ところが、話を聞いてみますと、いままで相当たくさん日本脳炎の症状を起した馬がおるけれども、これをやるやうになつてから、このごろは、四十年だつたか四十一年だつたかは、三頭とか六頭しかからなかつた。これはもちろん北海道から内地へい馬だけを連れてくる、北海道ではないけれども、内地へきたために蚊を介して馬が日本脳炎になる。これに予防注射をして、さうして三頭ないし六頭に減つたといふことになる、馬のほうはこれは数も少くない。あるいは競走馬なんかも多いわけでありまして、私はさういふことはできやういふ条件があると思ひます。馬にはさういふやうな予防注射がなされてうんと成績があがつてゐる。三十三年ごろは三千頭から四千頭に近い馬がこの日本脳炎で倒れておつたものが、ほとんど予防注射をするやうになつてから、四十年か四十一年度では三頭とか、あるいは六頭しかかゝるのになつたといふことになりまして、私は、人間より馬のほうがいふこととできてゐる。人間のほうはつておかれて何千人もが死んでゐるのに、馬はそれが六頭ぐらゐになつてしまつた。さういふやうなことから、馬のほうはやられてゐるのに、人間のほうはあまりやられていないといふのは一体どういふことだ。私

は非常に自分自身でも煩悶をするわけです。こういう問題を考へて、今度の日本脳炎の流行期にあつて、私はくどいような言い方をしているけれども、厚生省としては徹底的に考へてもらわなければならぬし、同時に、私は、農林省に対して豚の予防接種をできないものか、農林省のほうのことはよく知らないのですが、そういう観点から馬と比較してみると、私は、もう少し真剣に農林省がこうした中間的な補強動物であるところの動物の免疫というものを真剣に取り上げてもらわなければならない。京都あたりを見ても、やはりそういう家畜をたくさん飼っている周辺に非常に多発しております。ですから、十分こういうことが考へられるわけでありまして、私はいろいろ調査をした結果、この京都あたりもそういうことに対して非常に鋭敏に対処しておるといふことは、いままでにも世論として取り上げられていたやうなものであるが、こういうことに対してやっぱり農林省のほうから徹底的な指導なり、何かまたその経済的な裏づけなりというものがあつて、程度出されるならば、豚、あるいはそういうものに対しての予防というものがもう少し取り入れられるのではないかと考へるのでありますが、その観点についてひとつお考へをお聞きしたいと思います。

○説明員(高村礼君) 農林省の、家畜に対します日本脳炎ウイルスによるいろいろの障害に対する対策でございますが、ただいま申されましたように、戦後相当の流行がところありまして、当時から日本脳炎ワクチンを応用しまして相当の発生頭数の減少を見たことは事実でございます。最近におきまして、申されましたように、発生頭数が減つておりますが、これはワクチン接種の結果と、馬自体が減つたという両方の要因が重なりまして被害がはなはだ減つておるわけでございます。豚につきましては、先ほど豚に日本脳炎があらわれたというのに引き続いて人間の患者が出るというようなお話でございますが、

が、やや技術的な問題でございますが、こういう伝染病の流行がウイルスの発現と感染とその後の発生、さらに免疫の抗体の出現というやうな時間的な順序を踏むわけでございますので、家畜はもとと屠殺も容易でございますし、採血も容易でございますので、いろいろこういう伝染病の要因を探るものといたしましては、豚をその衛生のほうから、家畜のほうから一つのインディケーターとして見ております。いわゆる流行の初期に對しましては、豚が屠殺される時点、あるいは検査される時点で非常に貢献しておるわけでございます。ただ、先ほど先生が申されましたやうに、いろいろの動物がすべて関与いたしておりますので、流行の先がけが何になるかといふことは、これは現在学会の課題になっておるわけでございます。私も、私も、流行の先がけになるものが的確にわかりましたときに、そういうものが人であるか、あるいは家畜であるか、あるいは野外動物であるかといふやうな学会の決定を待ちまして有効適切な経済的な防疫をやりたいと思つておるわけでございます。

それで、現在の豚につきましても、豚の死産を予防するために日本脳炎ワクチンを私たちは利用いたしておるわけでございますが、必ずしも学会の報告その他を伺いますと、感染予防に的確と、いわゆるウイルスを豚の体内で増殖させることを押さえるかどうかといふことにつきましても、相当の疑義がございますので、私も現在の知識で脳炎ワクチンを大量に打ちましても、あるいは豚の死産を予防することができるかもしれないけれども、人のほうの流行にお役立てできるかどうかにつきましては確信を得ておりませんので、積極的な意味でのワクチン接種は現在実施しておらないわけでございます。厚生省、農林省それぞれ関係の方々とそういう問題につきまして数年来お話を続け、また、共同いたしまして今後感染予防に完全に役立つ脳炎ワクチンの採取をいたしまして、人畜ともにこの日本脳炎の被害から免かれるやうに努力いたしたいと思つてお

ります。○大橋和孝君 お説のとおり、私もその豚の予防接種が非常にまだ困難である段階であることは承知いたしております。しかし、非常に私は、先ほど業務局長からもお話があつたやうに、その豚の中でウイルスを発見する度合いがずっと出てきたときから二週間ぐらいくれて次の人間のほうに脳炎が入つてきているという現況がデータでははっきりしているはずで、そういう意味からいいますと、私は、もっと積極的に家畜の予防接種とか予防を徹底することは、どうでも撲滅する、日本脳炎をなくするために避け得られないものと私は考へます。

もう一点農林省のほうで考へてもらいたいと思ふことですが、この間のうちは血清豚が非常にやかましくなつた。あれは全部殺してしまふことになつておつたわけでありまして、それがどこか辺へ流されてたいへんな問題になつた。私は医者立場でそういうことを言つちやうあいが悪いけれども、あの血清豚が人間に及ぼす害は、いま言つておるところの血液の中に一ぱい日本脳炎のウイルスが繁殖している豚、これを食べた人は、食べるときには焼いたりしてたべるわけでは、う。また、口からとつた場合に発病しないことはわかつておるわけでありまして、私はまだ研究が足りないという点から言へば、これは生ワクチンというものはたくさん使つておるわけですが、たとえばポリオの場合でもウイルスのなまをとつています。痘苗を植える場合でも、これは生きた菌を体内に接種しているわけですから、こういうやうなことを考へてみますと、この豚の血液の中に入つておる生きた日本脳炎のウイルスです、これを何かの形で取り入れたとすると、からだの中には二種類、三種類、四種類というウイルスが、たとえば生まれて間なしの者は豚肉を食わぬかもしれないけれども、一ヶ月半とか、そういうやうな非常にか弱い子供にそういうウイルスが二つ三つ入つたとすれば何か反応が起こるかどううか、まだ研究発表されてない。そういうこと

から言へば、逆に今度考へてみると、いま現に日本脳炎のウイルスが血液の中にたくさん繁殖しているところの豚を何らかの形で、あるいはソーセージなんかの形でその血液がついておるものを入れるといふことになれば、何か危険があると思う。私は起これらには考へられぬ、いまの現況で、そういうことを考へますと、農林省としては、こういうふうな豚に日本脳炎が感染していることに対しては、もっと積極的な考へ方を持つてもらわなければならぬ、私はこの血清豚以上の不安な状態をかもし出すのではないかと、こういうふうにか考へるわけですが、そういう点からいつても、私はいま言つておるやうに、まだまだ研究が足りないといふ形ではありますけれども、非常に私はこれをもっと前向きにしたいと思ふ。去年の学会で実験して研究しているといふことを発表になつて話題になつたといふことを聞きまして、また、豚コレラに対しても相当の予防注射をしていらつたやうに思ふ。農林省のほうで豚コレラは皆焼き捨てたりしてしまつておるわけですね。こういう点から考へて、日本脳炎ウイルスに感染した豚に対する処置といふものは、もっといろいろ考へてもらわなければいかぬ。あの生ワクチンができて、それがほんとうに何といふことができますか、豚なんか簡単に予防接種ができるということができるならば、早くそういうものを取り入れてもらいたい、いろいろな意味において、農林省のほうで豚の中にこの日本脳炎の菌が繁殖しておることを見のがさないで、これに対する処置といふものを徹底的に考へてもらいたい。それがほんとうに日本脳炎撲滅の一つの大きなフックターであらうと、こういうふう

に思つておるわけでありまして、そういうことについてひとつお伺いしたいと思います。○説明員(高村礼君) 人体衛生に關することにつきましては厚生省のほうからお話を伺つていただきたいと思ひます。農林省の立場として、現在豚におきます日本脳炎ウイルスの存在をどう見ているかと申しますと、私もその理解しておりますが、

したように、予備費から金を出してでも、ボーダーライン層の人たちには、むしろ強制的にでもそれを注射ができるようにしなければそれが妨げないと思う。どういふことかといえ、お金があつて余裕がある人には比較的发生率が少ないのですが、困つてゐる階層の人がほとんどそれにかかつて死んでいくという現象を考えると、もう一度私は厚生大臣に対してお願いしたいことは、この問題は、先ほどの公衆衛生局長のほうのお話では、もうずっと高まつてきたから、別に日本脳炎を予防注射の法の中に入れて強制的なものにしないで自然によくなつてきておりますという答弁だったのですけれども、それでは私はそういうボーダーライン層にまでお金を出すが、出さぬか、出さぬか、大蔵省のほうではどうでありますか。別に自然に高まらなくても、自発的にそういう人に対してはほとんどお金を出して、無料で予防注射をできるようにする。それは完全にある程度の生活保護とか、そういう規定ではなくて、もっと上のほうの人まで、あるいはいわゆる生活状態の困つた人までそういう手がいまのままで届くかどうか。私は、厚生省に対して、この問題に対してはもっと積極的にそこまで話を進めて、そうして強制的に注射をしなければならぬところまでこれをやつてもらふことのはうが、よりそういう人たちに十分に予防注射が行き渡るであらう、こういうふうに考えますので、そうしたことの配慮を両局長のほうではどういふふうにお考えになるのか。あるいは、また、同時に、學術研究に対して、もっともっと積極的にやつていただけないものか。

それから、また、これらは全般的な予防の問題であります。次の問題は、この最盛期に対してはどういふことをしてもらいたい、だからして、それに対しては予備費なら予備費からでも最終的にはやるのか、あるいは、また、厚生省のほうとしても、それに対してはかくかくの手段をもつて、今年是最流行期といわれているけれども、

も、平年以下に押えることができる、あるいは、また、もっともっと減らすことができるのだ、もっと端的に言えば、馬並みにそれができなくらいにしなければ、人間と馬の命ということになつては、はなはだ問題が比較にならぬと考えるわけでありまして、そういう観点から、最後にそうした将来の考え方、それから、現今の流行に対しての考え方についてお話を聞いておきたい。これで、この問題については、私は質問を終わることにいたします。

○国務大臣(坊秀男君) 御意見は非常にこれは重大なことだと思つて。そこで、これをとにかくいろいろな観点から研究をしていかなければならぬ、そういう点につきましましては、農林省は、関係各省と連絡協議をいたしまして、そうしてそういう面からの措置をとるといふこと。それから、もう一つは、いづれにいたしまして、この措置を整備していくためには、これはやはり財政の問題も伴うこととございます。そこで、財務当局にもよく御理解を願ひましてこの措置を充実してまいりたい。

それから、いま勸奨してやつてゐるものを強制的にやつたらどうかといふことにつきましては、これは今後のひとつ検討問題といたしましてやつてまいりたいと思つて。なお、現況に對しましては、遺憾なき措置を、今日の事態に對して、先ほど来御説明申し上げましたとおり、とつてまいっておりますけれども、なおこれで金が足りないのだ、予算に計上いたしました金が足りないのだ、というふうなことでございまして、これは当然お説のとおり、予算の上に計上した金が足りないからやれないのだといふような場合には、それはもちろん予備費の問題になることは当然のことだと思つて。それから、とにかく、いづれにいたしましても人命の問題であり、健康の問題でございまして、厚生省といたしましては御意見を尊重いたします、大いに今後前向きに検討いたします、できるだけひとつさようなことの蔓延

がなきように期してまいりたい、かように思つております。

○大橋和孝君 あとから含めて大蔵省から御意見を伺うわけですが、その前に、私一点落として、たので、それを厚生大臣のほうに聞いてみたいと思ひます。

先ほどから何回も触れましたが、京都府あたりでは飛行機で蚊の撲滅のために薬をまこうといふことですが、これは非常に高いものにつくわけですが、ここで最盛期のときに一回そういうことを計画してやつてゐるわけでありまして、ここで補助を出してもらつたらもう一回できる、二回やれば非常に防げるのではないかと。蚊を撲滅する場合において、そういう観点から京都府に対して、試験的に一回を計画しておるのだから、もう一回やらせるという意味で補助をつけたらどういふ結果があらわれるかといふ、その試験的な意味において、私は、京都府に対しての予備費からでもそういうことに對する費用を出してもらいたい。そして、一回は計画してゐるらしいですから、もう一回やらす。それで、いまの時期と、もう一週間なり十日おいてもう一回やれば非常に蚊は撲滅できる。そういうふうなことからどういふ結果になつたかといふ一つの将来の研究のテーマとして一府県にやらしてみてもどうかと私は考へてこの問題に取り組んでゐるわけでございますが、これに對して、先ほど来の長期の研究のものに對して金を出す云々、それから、最盛期といわれることを切り抜けるための一つの研究としてこれをやる、というのことに對して、厚生大臣の考え方と同時に、大蔵省の考え方について、それを措置するぐらゐのことはやつてもらつたらどうかと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(坊秀男君) 問題は国が金をかけるといふこと、これは厚生大臣としては、厚生省の予算といたしましては最初にきめられた予算でもつてまかなつておる、こういうことでございまして、それで、もう一つ問題は、私は、国全体の予算で

ございまして、どこかモデル地区をきめてそういうことをやるということでありまして、予算編成の過程において計画がなされていなければならぬのではないかと。そこで、いまの段階におきまして特定の所をモデル地区としてそういうようなことを実施するといふことにつきましては、これは相当検討を要するのではないかと。これは私、財政当局ではございせんから、何ともはつきりしたことを申し上げかねますけれども、そういうふうな特定の地区をどうする、といふことは、大体予算編成の段階ではなからうかと思ひますが、これははつきりした御答弁をいたしかねることはひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○説明員(辻敏一君) 日本脳炎対策の全般の問題につきましましては、先ほど申し上げましたように、四十二年度予算におきまして相当配慮してゐるつもりでございますので、本年度におきましてはその範囲内で十分対処し得るのではなからうか、かように考へております。なお、四十三年度以降、今後の問題といたしましては、実情に即しましてさらなる適切な措置を講じてまいるよう検討をしてまいりたい、かように考へております。

○大橋和孝君 大蔵省のほうに對しては、私は決算のほうでもいろいろあれしつてゐるのであります。決算の中で、こういうふうな最盛期とか何とかといふことは、前から予測があつたといふもので、これから起こつてきそうなのではないかと、このことからいへばその年に限つた問題になるわけで、今後の問題で厚生大臣もなかなか返答しかねる、それによくわかるわけでありまして、けれども、私がいま申し上げておるの、ほんとうにこういうふうな急に最盛期であるとかいふことでワクチンが少なくなつて、いままです予想したとおりの予防注射ができなくなつてゐる、予想外にワクチンが足りなくて、いま一番しなければならぬときにワクチンが足りないから、それを要求してゐる県が二十八県もあるわけですから、半分以上要求が出てきてゐる。そういうふうな急激に

変わった状態が出てきたときに、人命に関する問題だから、予備費の問題も含めて今年度の問題に

対処できるのではなからうか、こういうふう

に思われるので、予備費の問題も含めて今年度の問題に

対処できるのではなからうか、こういうふう

に思われるので、予備費の問題も含めて今年度の問題に

対処できるのではなからうか、こういうふう

に思われるので、予備費の問題も含めて今年度の問題に

対処できるのではなからうか、こういうふう

に思われるので、予備費の問題も含めて今年度の問題に

対処できるのではなからうか、こういうふう

に思われるので、予備費の問題も含めて今年度の問題に

対処できるのではなからうか、こういうふう

に思われるので、予備費の問題も含めて今年度の問題に

対処できるのではなからうか、こういうふう

に思われるので、予備費の問題も含めて今年度の問題に

対処できるのではなからうか、こういうふう

に思われるので、予備費の問題も含めて今年度の問題に

対処できるのではなからうか、こういうふう

に思われるので、予備費の問題も含めて今年度の問題に

担当の局長おられますか。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

また、そういうことをやるところの事業所は相当ふえておるし、その対象人員はまたふえておるわけですね。そういうようなことがだんだんと積み重なってきて、いまの状態が私たちがそこにやっておられる人たちの実態を見てみますと、いまの状態は、何と申しますか、非常に心もとない状態に置かれておるのではないかと。同時に、また、一方では勉強して、十分アイソトープなり、そういう放射能に対するいろいろな知識を持った人も今度同じようなエックス線をなぶっておるというよう

な、エックス線をなぶっておるような人が、また逆にアイソトープをなぶっておるというよう

な、エックス線をなぶっておるというよう

な、エックス線をなぶっておるというよう

な、エックス線をなぶっておるというよう

な、エックス線をなぶっておるというよう

な、エックス線をなぶっておるというよう

な、エックス線をなぶっておるというよう

な、エックス線をなぶっておるというよう

な、エックス線をなぶっておるというよう

な、エックス線をなぶっておるというよう

な、エックス線をなぶっておるというよう

な、エックス線をなぶっておるというよう

な、エックス線をなぶっておるというよう

な、エックス線をなぶっておるというよう

な、エックス線をなぶっておるというよう

な、エックス線をなぶっておるというよう

な、エックス線をなぶっておるというよう

い。やっておる方の話を聞きましたら、やはりそういう人に対しての身分保障がされてないために、なかなか手がつかないから、結局看護婦さんとか、あるいは、また、そこらの衛生的なことをやはり大学あたりで学んでこられた人をそこで使っておるというような形でありますので、私は、こういう一連の医療に従事する人たちの身分というものは相当高めていく必要がある。それからして、私は、むしろそのときに厚生省の方々もそういう御意見であったと思うのですが、ひとつこの大きく取り組んで、そうしてその中にいろいろなセクトを統括していくような形で、その能力をあげていくような根本的な配慮をしてみたいと、私は、各そういう業態の人々がその道に安んじて、そうして自分の生活、あるいは身分というものが保障されたという条件にならないければ、この医療というものはより前進しないのじゃないかという考え方を持っています。難聴の人に聴力を訓練する、耳の遠い人を訓練する、そういうような方々も含めて、私は非常に考えなければならぬ。そういう観点から、私は、この放射線を扱っておられる人たちに對しても非常に大きく考

えてもらわなければならないと思うわけでありま

す。むしろ私は、こういう人々をより高める

ことができるような法律を早く制定してもらわ

なければならないんじゃないか。いままでいろいろ

そういうことが出されても、いろいろな機会であ

り、もう大臣あたりも、こういうことに對しては

担当局長ともよく協議を願って、この放射線を取

り扱うところの人たちの身分をより高めるための

法律を出していただく。そうするためには、やは

りその実際の取り扱っているところの、放射

線の技術を身につけておられるような方々、そ

ういふいろいろな要望もありましようから、そ

ういふ要望をいながら立法化をしてみようという

ことが必要であらう。私はこの間も話したのであ

りますが、そういうふうな身分法をたくさんつ

くつていたで、それをひとつ統合してもらって、その統合の中でいろいろまた確立をしていくということがある必要だろうと思うのでありますが、それをやるまでほうっておくという考えでなくて、先ほど申しましたような視能矯正士とか、難聴を訓練する者と同時に、やはりこちらのほうの、いま学校ができてそれを収容しておられる人がたくさんあるのに、それを保障するような法律のささえもないというようなことではないかにもお粗末だ。より向上をしておらう、そういう技能者がより向上して、いまの医療に対しての大きな役割をやらうことのできるような身分と地位とを保障しなければならぬ、こういう観点から一ぺん考慮してもらわなければならぬ、こういうふうな思ひであります、その点についてひと。

○国務大臣(坊秀男君) 高度な放射線を扱う技師の身分の確立がまだできていないじゃないかという、この問題につきましては、私も厚生省で聞いております。聞いてはおりますが、そういうたような人たちが、それから、既存のエックス線と申しますか、ここよりそこまでいかなという人たちの間に若干の意見の食い違いといったようなものもあるやに聞いておりますが、ちょっと委員長速記を……。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をちょっととめてください。

〔速記中止〕

○委員長(山本伊三郎君) 速記をつけて。

○大橋和孝君 まことにどうも失礼しまして、局長さん非常にお忙しかつたと思ひまして、恐縮に存じております。

先ほどちょっと申し上げたのですが、簡単に要約してお話をしたいと思うのですが、御承知のように、いま日本の事業所では、放射線を使う事業所が五百以上になり、非常に多いわけですが、その中でほんとうに放射線の専門の技師がおつて、そうしてそういうものが立ち会つてやっていると、そういうところも非常にうまくいっていない状態

で、医師はおるけれども、専門医師というものはいないという状態にあるわけですが、特にその中で私は問題になるのは、先ほどちょっと話したのですが、間接撮影にしても医者が立ち会わなければならぬという規則になっている。これは私はもつとだという点もあると思うのですが、ところが、一方、逆に考えてみますと、いまそれじゃ實際運営をしているところのその放射線あたりの治療を受ける人たちが、あるいは、また、そういうような診断を受ける人たちの数が非常にふえてきておるにもかかわらず、そのうち患者の八〇%以上というの、やはりエックス線技師とかいう方々に實際やつてもらつてゐる人が多い。これは私は嚴重に言つたら法律違反であるということが現に行なわれておるのではないかと、いう現状である。そうなつてみると、もう一方のほうにおきましては、もう三年間放射線技師というその専門的な教育を受ける課程があるわけでも、もう卒業している人があるわけですが、したがって、今度は一緒にまじつて、そういう人の職能区分がないために、普通の一般のエックス線技師の人たちと一緒になつておる。逆に、また、放射線をエックス線技師の人が使つておる。一方で放射線技師としてのいろいろな技術を三カ年間勉強をした人が、それを身につけた人が、逆にまたレントゲンだけをなぶつておるというふうな間違ったばらばらな状態になつておる。一方で言へば、私は、順法的な精神から言つたら、もういまの實際医療が根本から破壊されてしまつて、八〇%以上の人がそういう人たちがよつて實際に運営されておる状態、これを順法的な精神でがっちりやつたら、もう医療は停止してしまふわけですが、逆に言つてみて、そのまま置こうというので、あつたら、やつぱりそれは厚生省は法律違反を認めていくのだ、こういうことになると思うのですが、そういうことを考えていくならば、私は、やはり放射線に対してのいろいろな知識を持った人のそういう人としての待遇のできる身分並びに保障ができるような法律はつくられるべきではないかと思う。

そういうものによつてそういう人たちの明確にさせるというふうな方向に持つていかなければならぬのじゃないかと思ひますが、そうするためには、やつぱり私は、そういう教育を受けた人たちの希望を入れたところの、いままではいろいろな政府から法律が出ておりましたけれども、そこにはいままでにもどういふところに間違いがあり、どういふところが改良してもらわなければいかぬというところは私は申し上げたし、いろいろなところ、いままで議論を進められてそのまゝになつていくわけでありまして、私はそういうところをひとつ改良して、もつと法律として出されたらどうか、こういうふうには私は考えるわけですが、先ほどから申してゐるそういう話を詰めた上で、まあそういう身分法が幾つかあるから、ひとつ統制して一つのものをつくつて、その中にいろいろな分科をつくるようにしたいという形を聞いたこともありますが、私はそれまでにもう一つそういうものを早くつくつてもらいたい。一方で、また、免状ももらひ、そういう課程の勉強も終わつておる人があります。それをほうっておかないで、早くつくつてほしい、つくつた上で、また厚生省がいろいろ考えられて、それを統合したりすることはまた別問題であり、そのときに考えたらいいんだから、もつと早くそういう人たちの身分を保障できるように、また、びちつと放射線に対してはそういう知識を持った人ができるだけに、それに携つていけるような法律にしたいだけだ。そういう方向に持つて伸ばしていただきたい。そういうことを思つて私はきょうは実は質問を申し上げたわけですが、もういままでにもたくさんその法律は審議されておつたし、そうしてそのまゝいろいろな情勢で流れてしまつてゐるわけですから、もう一ぺんそれをやつてもらいたいと、こういうふうには思ひますが、お考えはどうですか。

○政府委員(若松栄一君) 放射線技師の身分を明確にし、現実の实情に合せていかなければならぬ、という御趣旨は私も全く同感でございます。現在診療放射線を扱う人間は、現実にはエックス線しかなかった時代に診療エックス線技師法ができて、現在は診療エックス線技師という資格で働いておるわけですが、御指摘のように、近年におきましては診療エックス線も非常に進歩いたしました。一方、各種のハイエネルギーの放射線器械が續々開発されてまいりました。また、各種のラジオアイソトープも診断治療に使用されるようになりまして、現在の放射線技師ではどういふ扱いされない分野が多々発生してまいりました。したがつて、この分野におきましては、現在は医師がそのような医療器械を責任を持って駆使し、診療エックス線の技師をその補助者としてこれを扱つてゐるという実態でございます。法律的にはエックス線技師が独立といひますが、責任を持つて扱うような形にはなつておりません。しかし、この事態の変化に即応いたしまして、当然医師の指示、あるいは監督のもとに技術者が独立して自己の責任の分野を確立しながらこれを実施していくという体制が必要であることはお話のとおりでございます。実態がすでにそこまできてゐるということも事実でございます。したがつて、現実には診療エックス線技師の養成機関で、正規の二年課程のほかに、さらに専攻課程の一年間を積み上げて、そのような高エネルギーの放射線器械、あるいはラジオアイソトープ関係の勉強をし、そうして事実上それを取り扱ひ得るような知識を習得した卒業生が出てくることもお話のとおりでございます。そういう意味で、私どももできるだけ早くそういうふうな、現にそれだけの教育を受け、また、それだけの身分を獲得するに足る人々にそれにふさわしい身分を与えたいということから、数年来協議をいたし、関係者、あるいは関係諸団体との間の意見を調整いたしまして、前国会で診療エックス線技師法を改正し、診療エックス線技師並びに放射線技師法という新しい法律を御提案申し上げたわけですが、その時点におきましては、おおむね関係団体、あるいは関係者の意見の調整ができ、

およその了解を得られたというふうに理解して国会に提案申し上げたわけでございますけれども、残念ながら、その提案後におきまして関係団体との間の意見がまた食い違いが出てまいりまして、そのために、御承知のように、実質審議に入らず、継続審議となり、さらには廃案になったというき目をみたわけでございます。しかし、この法律の趣旨それ自身には、依然として私も考え方が変わっていないわけでありまして、できるだけ早い機会に関係諸団体等の意向も調整した上で、あらためて提案、御審議をいただきたいという趣旨でありまして、本国会におきまして、当初何としまして本国会に御審議をお願いしたいというつもりでありました。しかし、関係者等のお話を聞いております間に、なおなかなか意見の調整が困難であるという事態が出てまいりましたので、今国会の提出はなかなか困難であろうという見通しがだんだん強くなつてまいりまして、最近の時点においては、残念ながら今国会は見送らざるを得ないのではないかという大体的結論に到達いたしておりますのであります。そういう意味で、今国会は廃案になりました旧法のままでしも通るようであれば、これは私も提案にやぶさかでないものであります。なかなかそうもいきさうもございせんし、そうかといって、新しい観点でさらに意見調整をして修正した法案を提出するというのは、なかなか時間的にも物理的な困難もあらうと思ひますので、残念ながら、今国会に御提案申し上げることは見合わせざるを得ない状況にきておると考えております。しかし、できるだけ早い機会に、私も努力した上、関係諸団体の意見調整等を待って、再度新しい法案の審議をお願いしたいという所存であります。

○大橋和孝君 詳しく御説明を願つてあれでございしますが、しかし、私は、先ほどもちょっと申し上げたように、この現在のままでおきますと、非常に医療の面で、一般の市民、国民から非常な要望というものが、このごろガンに対する問題に対して非常に関心が高いために、こうしたものに対

しての要望が非常にきつゝ。患者は急激に増加する一方である。で、こういうようなことでありますから、各医療機関においても、こうした患者が非常にふえるのに対応して、やはりそうしたところでここに携わるところの、いまのその放射能の高性能のものに対して取り組んでおられる方方に対しては、非常にそういう矛盾が出ておられるわけです。こういう矛盾をほうっておくというものは、いよいよもう私は一方において医療というものを混乱におとしおけるし、また、一方には法的解釈で、非常に心の中では違法をしたような、非常な良心的なかしやくをもつて業務に携わつておられる人もあらうし、あるいは、また、非常にそういうことで、何と申しますか、人権問題として考えても、こういう問題をほうっておくのは非常に私はしのびないという状態がいま出つてあると思うのであります。ですから、私は、いまおっしゃつてゐる気持ちにはよくわかりまして、いままでの審議の中でもわれわれはいろいろな御要望もしてまいりましたし、討議もしてまいつたわけでありまうけれども、なかなか技術の問題として、すぐいろいろな要望を取り入れてまとめたものを出してもらふのも、それは当然ではありまうしょうけれども、できないとなれば、あるいは、また、いままで考えておられた法律を出して、そうして審議の上でそれを変えていく、もうこれはいままで審議されておりますから、担当局長あたりは十分その内容については御承知ですから、初めと変えて出してもらつたら一番いいし、その手続はいまとなつてはできないというならば、あるいははそういうことを変えることを前提に置いて、いろいろ出してからそれを変えていくということもあり得ると思うのです。ただ、それはできないから送つてしまふということでは簡単に片づけるのは、あまりに現況はあれをして。このままでは、一面では法律違反を認めていくような形にもなるだらうし、あるいは、また、一面では医療というものは混乱をして、資格を持つておる者がエックス線だけをやっていたり、資格のない者が

それをまただんだんとそういうものをやつておるというやうな、非常な混乱をした状態が起つておる。そういう段階を踏まえてみますと、私は前向きに、不十分であるけれども、法を出して、この国会ではできぬかもしれないけれども、継続審議にして、この次にこそ通してくれという、そういう前向きの姿勢を私は厚生省では示してもらはう。私は、これからいいものを出すのだから、しばらくほうつて置くのだという行き方なのか。むしろますます出ておいて、しかも、出すからには、ほんとうの出し方は、いままでと違つて、もつと実情に即したものをいれて、あるいは改正してでもそれを前向きに審議していこうという、そういうかまえてやるのか。私としては、そういうふうなかまえて、まあ拙速をとつとぶというこゝになるかもしれないけれども、そうしたものに對しての前向きの姿勢をいま私は厚生省に示していただければ、これは非常にしあわせじゃないかと、こういうふうに思ふわけです。それは私の気持ちなんでありまうが、そういうことに對してどうお考えをいただけるか、一応ひとつ考え方を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(若松栄一君) お話のように、法案を従来提出し、御審議を始めていただきましたそのまゝの形で再度審議をお願いするという方法もございまいし、また、もとの厚生省原案のまま提出していただいて、そうして国会でそれぞれ関係者の御意見を聴取の上で一部修正なり訂正なさるといふ方法もおありのことと思ひます。しかし、私もどつちかといひましては、なるべくならば、そういう当然修正あるいは改定されるものを予見しながら、あえて私どもの原案を出して国会の手をおわらずにしようということも、私どもとしてはまことに申しわけなく、また、不見識なことだと存じております。当然そのやうな事態が予想されるものであれば、政府当局の手でできるだけ事前に調整をし、そうしてできるだけ御賛同を得られる形で御審議をお願いするというのが手順でもあり、また、国会に対する道義でもないかと

○大橋和孝君 御趣旨はよくわかるのですが、一週間くらいでやつて下さい。まず出してもらつたら、私もいい案だつたらすぐ賛成しますから、それをすぐ出してもらうことはできませんか。

○政府委員(若松栄一君) 残念ながら、現在の私どもの力では、一週間以内にほぼ大かたの御満足が得られるやうな調整がどうもいたしかねる見通しでございますので、現在のところ、それだけの勇気が出ないというのが率直なところでございませう。

○大橋和孝君 大事なことから、勇気を持つてやつてもらなかつたらこれはできません。一たんそんなことになつたら、逆に違法を認めていくということになるわけですからね。その違法を追及されたらどうされますか。それは一週間ぐらゐで無理しても勇気を出してやられるほうが厚生省のためだと思ひます。一生懸命援護射撃をしているのだから、もう少し真剣にやつてくれませんか。どうです。

○国務大臣(坊秀男君) 非常に実質上ごもつともなる御意見で、私も傾聴いたしましたのであります。一週間以内に出せ、こういうおことばでございませうが、何にいたしまして、一度国会で廃案になつたものでありまして、廃案になつたものをそのまゝというわけにもまいりません。そういういたしますと、やはり各方面とも調整をしたというものでない、ちよつとどうも私もどつちかといひましては御提出し御審議を願うというわけにはまいらぬ。そういうしますと、御承知のとおり、政党内閣でございますので、政府や与党の各機関といったやうなものの審議の経過というものもございませうので、ちよつと一週間とか十日以内にこれ

を各方面と調整して、そういったような機関を通してということに相なりますが、なかなかその自信もこれはございませんが、しかし、御意見は私も非常にごもっともな御意見だと思っておりますので、できるだけ近い機会の国会に私は御審議をお願い申し上げたいと、かように考えております。

○大橋和孝君 じゃ、どうもえらいこと申し上げて恐縮に存じますが、近い機会というのは、もう次の国会と解釈してよろしいございませうか。次の国会には必ずそういうものを出すという解釈でよろしいございませう。

○国務大臣(坊秀男君) 先ほど申し上げましたような経過をできるだけ経まして、できるだけそういうほうに持ってまいりたい、かように考えます。

○委員長(山本伊三郎君) 他の発言もなければ、本日の質疑はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後四時四十九分散会

六月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付記された。

- 一、最低賃金法案(衆)
- 一、家内労働法案(衆)

最低賃金法案

最低賃金法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十八条第二項の規定に基づき、労働者の最低賃金に関する事項を定めることを目的とする。

(最低賃金額の決定の基準)

第二条 最低賃金額は、必要生計費(労働者が人たるに値する生活を確保するために必要な諸品目及びその数量を基礎として算出された経費を

いう。以下同じ)、一般賃金水準その他の事情を考慮して、定めるべきものとする。

(全国一律最低賃金額の決定)

第三条 すべての労働者の最低賃金額は、中央最低賃金委員会が決定する。

2 前項の最低賃金額は、基本たる賃金(職務、能力、経験等を基準として定められる賃金であつて、中央最低賃金委員会規則で定めるものをいう。以下同じ)が月、週、日又は時間によつて定められている労働者について、それぞれ月、週、日又は時間によつて定めるものとする。

3 中央最低賃金委員会は、労働基準法第四十条の規定によつて同法第三十二条の労働時間に関する規定について別段の定めのない同法第四十条第一項の事業に使用されている労働者の最低賃金額については、第一項に規定する最低賃金額を下らない金額で、別に決定することができる。

(基本たる賃金が特殊な期間を基礎としている場合)

第四条 基本たる賃金がそれぞれ一箇月、一週、一日又は一時間をこえる月、週、日又は時間によつて定められている労働者についてのこの法律及び労働基準法の適用については、それぞれ月、週、日又は時間によつて、当該基本たる賃金額をその基礎となつた期間の月数、週数、日数又は時間数をもつて除して得た金額をもつて、その者の基本たる賃金が定められているものとみなす。

(出来高払制等の場合)

第五条 出来高払制その他の請負制で用いられる労働者についてのこの法律及び労働基準法の適用については、その者の基本たる賃金が時間によつて定められているものとみなす。

(除外される賃金等)

第六条 労働基準法第二十八条第一項の規定の適用については、次の各号に掲げるものは、賃金に算入しない。

一 労働基準法第二十四条第二項ただし書に規定する賃金

二 所定労働日以外の日の労働又は所定労働日における所定労働時間をこえる時間の労働に對する賃金及び労働基準法第三十七条第一項に規定する深夜の労働に對する割増賃金

2 基本たる賃金が月、週、日又は時間によつて定められている労働者が、基本たる賃金以外の賃金(前項各号に掲げる賃金を除く。以下この項において「その他の賃金」という。)の支払を受ける場合において、その他の賃金のうち基本たる賃金の基礎となつた期間を基礎として定められたものでないものがあるときは、労働基準法第二十八条第一項の規定の適用についてその者の賃金額を算定するには、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、当該その他の賃金を基本たる賃金の基礎となつた期間に對する賃金額に改定するものとする。

(全国一律最低賃金額の改正)

第七条 中央最低賃金委員会は、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、六箇月に少なくとも一回、第三条に規定する最低賃金額が適当であるかどうかについて審議を行ない、適当でないとき、その金額の改正の決定をしなければならない。

2 中央最低賃金委員会は、第十六条の規定により調査した必要生計費が、第三条に規定する最低賃金額の基礎となつた必要生計費に比して、当該基礎となつた必要生計費の百分の三以上増加し又は減少しているときは、これに應じて当該最低賃金額の改正の決定をしなければならない。

(労働大臣の再審議の請求)

第八条 中央最低賃金委員会は、第三条又は前条の規定により最低賃金額の決定又は改正の決定をしたときは、直ちにこれを労働大臣に通知しなければならない。

2 労働大臣は、前項の通知に係る最低賃金額が適当でないとき、当該通知があつた日

から起算して一箇月以内に中央最低賃金委員会に對し、理由を附して再審議を求めることができる。

3 中央最低賃金委員会は、前項の規定により再審議を求められたときは、その最低賃金額について再び決定又は改正の決定をしなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、前項の規定により中央最低賃金委員会が再び決定又は改正の決定をした最低賃金額については、適用しない。

(労働協約に基づく産業別最低賃金)

第九条 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第三条の規定にかかわらず、一定の地域内の同一産業の事業場で使用される労働者の大部分が賃金(第六条第一項各号に掲げる賃金を除く。以下この条において同じ)の最低額に關する定めを含む一労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む)の大部分の合意による申請があつたときは、これらの賃金の最低額に關する定めに基づき、第三条に規定する最低賃金額をこえる額で、その一定の地域内の同一産業の事業場で使用される労働者の全部についての最低賃金を決定することができる。

(異議の申出)

第十条 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

2 前条に規定する労働者又はこれを使用する使用者で同条の申請に係る労働協約の適用を受けていないものは、前項の規定による公示があつた日から起算して一箇月以内に中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会に、異議を申し出ることができる。

3 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会

は、第一項の規定による公示の日から起算して一箇月を経過するまでは、前条の決定をすることができない。

4 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、当該最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一箇年の範囲内の期間を限つて猶予し、又はその期間最低賃金額について別段の定めをすることが出来る。

(労働協約に基づく産業別最低賃金の改正等)
第十一條 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第九條に規定する最低賃金について、その決定の例により、改正又は廃止の決定をすることが出来る。

2 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第九條に規定する最低賃金が著しく不適当となつたと認めるときは、その最低賃金の改正又は廃止の決定をすることが出来る。

(労働協約に基づく産業別最低賃金の効力の存続)
第十二條 第九條に規定する最低賃金の基礎となつた労働協約の変更又は消滅は、当該最低賃金の効力に影響を及ぼすものではない。

(公示及び発効)
第十三條 中央最低賃金委員会は、第三條又は第七條の規定による最低賃金額の決定又は改正の決定をした場合において、第八條第二項の規定による労働大臣の再審議の申出がなかつたとき、又は同条第三項の規定による最低賃金額の決定又は改正の決定をしたときは、直ちにこれを公示しなければならない。

2 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第九條又は第十一條の規定による最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定をしたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、当該決定した事項を公示しなければならない。

3 第三條、第七條若しくは第八條第三項の規定

による最低賃金額の決定及び改正の決定又は第九條若しくは第十一條の規定による最低賃金の決定及び改正の決定は、第一項又は前項の規定による公示の日から起算して一箇月を経過した日(第九條又は第十一條の規定による最低賃金の決定又は改正の決定の場合において、公示の日から起算して一箇月を経過した日後であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、同条の規定による最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日(公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、その効力を有する。

(最低賃金委員会)
第十四條 労働省に、この法律の規定によりその権限に属させられた事務を行なうため、使用者を代表する委員(以下使用者委員という。)、労働者を代表する委員(以下労働者委員という。)、及び公益を代表する委員(以下公益委員という。))をもつて組織する最低賃金委員会を置く。

2 最低賃金委員会は、中央最低賃金委員会及び地方最低賃金委員会とする。

3 地方最低賃金委員会は各都道府県に置き、その名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 中央最低賃金委員会は、使用者委員及び労働者委員各十五人並びに公益委員五人をもつて組織し、地方最低賃金委員会は、使用者委員及び労働者委員各十人並びに公益委員三人をもつて組織する。

5 使用者委員は、使用者の団体が政令の定めるところにより推薦した者について、労働者委員は、労働組合が政令の定めるところにより推薦した者について、公益委員は、使用者委員及び労働者委員の同意を得て、労働大臣が任命する。

6 最低賃金委員会の委員は、非常勤とする。

7 最低賃金委員会に会長を置く。

8 会長は、委員が公益委員のうちから選挙す

る。

9 会長は、最低賃金委員会の会務を総理する。

10 最低賃金委員会に関する事務を処理させるため、最低賃金委員会に事務局を置く。

11 前項の事務局に置かれる職員は、別に法律で定める。

12 この法律に規定するもののほか、最低賃金委員会に關して必要な事項は、政令で定める。

(會議)
第十五條 最低賃金委員会の會議は、会長が招集する。

2 最低賃金委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員の各過半数が出席しなければ、會議を開き、議決することができない。

3 第三條、第七條又は第八條第三項の規定による最低賃金額の決定及び改正の決定並びに第九條又は第十一條の規定による最低賃金の決定、改正の決定及び廃止の決定は、出席委員の全員の一致で決する。

4 前項に規定する決定をするに当たつては、まず使用者委員と労働者委員とがその協議を尽くし、公益委員は両者の意見に十分な考慮を払いながら適正な決定に到達するように努めるものとする。

(必要生計費等の調査及び公表)
第十六條 中央最低賃金委員会は、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、六箇月に一回、必要生計費及び一般賃金水準に関する調査を行ない、その結果を公表しなければならない。

(権限)
第十七條 第九條及び第十一條に規定する中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会の権限は、二以上の地方最低賃金委員会の管轄区域にわたる事業及び一の地方最低賃金委員会の管轄区域内のみに係る事業で中央最低賃金委員会が全国的に關連があると認めて中央最低賃金委員会規則の定めるところにより指定するものについて、中央最低賃金委員会が行ない、一の地方

方最低賃金委員会の管轄区域内のみに係る事業(中央最低賃金委員会の権限に属する事業を除く。)については、当該地方最低賃金委員会が行なう。

(規則制定権)
第十八條 中央最低賃金委員会は、この法律及びこの法律に基づく政令で定めるもののほか、最低賃金委員会が行なう手続その他事務処理に關し必要な事項について、中央最低賃金委員会規則を定めることができる。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(最低賃金法の廃止)
2 最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)は、廃止する。

(労働基準法の一部改正)
3 労働基準法の一部を次のように改正する。

第十三條前段中「この法律」の下に「(最低賃金法(昭和四十二年法律第 号)を含む。以下この条、第百條、第百條の二、第百五條の二、第百六條第一項、第百十條、第百十二條及び第百十三條において同じ。)」を加える。

第二十七條から第三十一條までを次のように改める。

第二十七條 削除

(最低賃金)
第二十八條 使用者は、最低賃金額に達しない賃金で労働者を使用してはならない。ただし、最低賃金法第九條の規定による最低賃金に別段の定めがある場合を除き、次の場合において、この限りでない。

一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低下した者について、行政官庁の認定を受けた場合

二 労働者の都合により所定労働時間に満たない時間の労働をした場合

二五

三 所定労働時間の特に短い者について、行政官庁の許可を受けた場合

四 労働者が満十五歳に満たない児童である場合

前項の最低賃金に関しては、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。

(合理的な賃金体系の確立とその公正な運用)

第二十九条 労働関係の当事者は、最低賃金は賃金の最低の基準であることを考慮し、労働者の経験、能力及び職務の内容等に応ずる合理的な賃金体系の確立とその公正な運用に努めなければならない。

第三十条及び第三十一条 削除

第三十條中「第二十六條」の下に、「第二十八條第一項」を加える。

第三十條中「第二十八條第一項」の下に、「第二十八條第二項」を加える。

第三十條中「第二十七條」を「第二十六條」に改める。

(従前の行為に対する罰則の適用)

4 この法律の施行前にした附則第二項の規定による廃止前の最低賃金法の規定に違反する行為及び附則第三項の規定による改正前の労働基準法第二十七條の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国家公務員の給与についての立法措置)

5 労働基準法第二十八條の改正規定及び本則の規定の適用のない国家公務員の給与については、すみやかに、本則の趣旨に適合した立法措置が講ぜられなければならない。

(国会職員法の一部改正)

6 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十二年法律第 号)」に改める。

(船員法の一部改正)

7 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五十九条を次のように改める。

(最低報酬)

第五十九条 給料その他の報酬の最低基準に關しては、最低賃金法(昭和四十二年法律第 号)これに基づく命令を含む。は適用せず、別に法律で定める。

(国家公務員法の一部改正)

8 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

附則第十六條中「最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十二年法律第 号)」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

9 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の労働者の項中「公共企業体等労働委員会」を「最低賃金委員会」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

10 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十三号を次のように改める。

第二十三 削除

第二十五條第一項第四号の二及び第四十條第一項第十三号の二を削る。

第五十七條中「労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)及び最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)」を「及び労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

11 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條中第三十二号の三及び第三十二号の四を削り、第三十二号の五を第三十二号の三とし、第三十二号の六から第三十二号の九までを二号ずつ繰り上げる。

第八條第一項第六号の四を削る。

第八條第一項第十一号中「最低賃金法」を

「最低賃金法(昭和四十二年法律第 号。最低賃金委員会の権限に関する規定を除く。)」に改める。

第八條第四項中「同項第六号の四に掲げる事務」を削る。

第十三條の表中中央最低賃金審議会の項を削る。

第十五條第一項中「最低賃金法(これに基づく命令を含む。)」を削る。

第十六條第一項の表中地方最低賃金審議会の項を削る。

第十七條第一項中「最低賃金法(これに基づく命令を含む。)」を削る。

第二十條第一項中「公共企業体等労働委員会」を「最低賃金委員会」に改め、同条に次の一項を加える。

4 最低賃金委員会の組織、所掌事務及び権限は、最低賃金法(これに基づく命令を含む。))の定めるところによる。

第二十二條の表中「公共企業体等労働委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改め、最低賃金委員会

「二八八」に「合計二五、三二二人」を「合計二五、五九二人」に改める。

(労働組合法の一部改正)

12 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十八條第四項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第十一條」を「最低賃金法(昭和四十二年法律第 号)第九條」に、

「中央最低賃金審議会又は都道府県労働基準局長」を「中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会」に改め、同項後段を削る。

(地方公務員法の一部改正)

13 地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第一項中「最低賃金法(昭和三十

四年法律第百三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十二年法律第 号)」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

14 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第八條中「最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十二年法律第 号)」に改める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約六億五千万円の見込みである。

(平年度約八億三千万円)

家内労働法案

家内労働法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、家内労働者の工賃、安全及び衛生その他の労働条件の基準に關して必要な事項並びに家内労働者が自主的に家内労働者組合を組織し、委託者と対等の立場に立つて交渉すること及び家内労働関係の当事者間における争議行為についてのあつせん及び調停等に関する必要な事項を規定し、もつて家内労働者の生活の安定と経済秩序の確立に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「委託者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八條の事業又は事務所(以下「事業」という。)の事業主であつて、当該事業における業務の目的物である物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は事業主がその業務のため使用し若しくは消費する物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料で政令で定めるものの製造、加工、改造、修理、淨洗、選別、包装若しくは

解体その他の政令で定める作業（以下「製造等」という。）を家内労働者に委託するもの
二 前号に規定する者のために行為をするすべての者

2 この法律で「家内労働者」とは、同居の親族以外の者を使用しないで、委託者から委託を受けて前項第一号に規定する物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料（以下「物品等」という。）の製造等に従事し、これに対し工賃を支払われる者をいう。

第三条 この法律で「工賃」とは、委託者が家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合に当該物品等の製造等に係る家内労働者の労働の対価として支払うすべてのものをいう。

2 この法律で「その他の報酬」とは、委託者が家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合に当該物品等の製造等に係る家内労働者の給付（以下「家内労働者の給付」という。）に対し支払う工賃以外の報酬をいう。

第四条 この法律で「平均工賃」とは、これを算定すべき事由の発生した日の直前の工賃の支払日以前十四週間にその家内労働者に対し支払われた工賃の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。ただし、その金額は、労働省令で定めるところにより、工賃の総額をその期間中の家内労働者の給付に要した日数の合計日数で除した金額の百分の六十を下つてはならない。

2 前項に規定する期間中に、次の各号の一に該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の工賃は、同項の期間及び工賃の総額から控除する。

一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間
二 産前産後の女子が第二十二条の規定において準用する労働基準法第六十五条の規定によつて休業した期間
三 委託者の責に帰すべき事由によつて休業した期間

3 第一項の工賃の総額には、臨時に支払われた

工賃及び十四週をこえる期間ごとに支払われる工賃は算入しない。

4 物品等の製造等の委託を受けた後十四週に満たない家内労働者については、第一項の期間は、当該委託を受けた後の期間とする。

5 前四項の規定によつて算定し得ない場合の平均工賃は、労働大臣の定めるところによる。

（委託者の届出）

第五条 第二項第一号の委託者にならうとする者は、労働省令で定める事項を行政官庁に届け出なければならない。届け出た事項を変更したときも、同様とする。

（労働条件等の明示）

第六条 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託する場合及び家内労働者の給付を受けた場合には、労働省令で定めるところにより、家内労働者の給付、工賃及びその他の報酬（以下「工賃等」という。）、最低工賃額その他の事項を、家内労働者手帳に記入して、明示しなければならない。

2 労働基準法第十五条第二項の規定は、委託者が前項の規定により明示した労働条件が事実と相違する場合に準用する。

（家内労働者手帳）

第七条 労働大臣は、家内労働者に対し、労働省令で定めるところにより、無料で、家内労働者手帳を交付するものとする。

2 委託者は、家内労働者手帳を所持しない家内労働者に物品等の製造等を委託してはならない。

（委託関係の打ち切りの制限）

第八条 委託者は、家内労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後十四日間並びに六箇月をこえて引き続き物品等の製造等を委託されるに至つた家内労働者が第二十二条において準用する労働基準法第六十五条の規定によつて休業する期間及びその後十四日間は、その者との委託関係を打ち切

つてはならない。ただし、委託者が第二十二条において準用する同法第八十一条の規定によつて打切補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合においては、この限りでない。

2 労働基準法第十九条第二項の規定は、前項ただし書後段の場合に準用する。

（委託関係の打ち切りの予告）

第九条 委託者は、六箇月をこえて引き続き物品等の製造等を委託されるに至つた家内労働者との委託関係を打ち切らうとする場合においては、少なくとも十四日前にその予告をしなければならない。十四日前に予告をしない委託者は、十四日分の平均工賃を支払わなければならない。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は家内労働者の責に帰すべき事由に基づいて委託関係を打ち切る場合においては、この限りでない。

2 労働基準法第二十条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（工賃等の支払）

第十条 工賃等は、十四日以内ごとに一回以上、家内労働者の給付の日、家内労働者の給付と同時に支払われなければならない。ただし、臨時に支払われる工賃等、賞与その他十四日以内ごとに一回以上支払うことが不適当な工賃等で労働省令で定めるものについては、この限りでない。

2 家内労働者の給付のうち検査を要するもので委託者が行政官庁の許可を受けたものに対する前項の規定の適用については、同項中「家内労働者の給付の日」に、家内労働者の給付と同時に支払われる日、家内労働者の給付の日から当該許可において定められた期間内に」とする。

3 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合には、家内労働者の給付に関し、労働省令で定めるところにより、工賃等を工賃及びその他の報酬に別別して支払わなければならない。

4 労働基準法第二十四条第一項の規定は、工賃等の支払の場合に準用する。

（休業手当）

第十一条 委託者は、政令で定めるところにより、その責に帰すべき事由により家内労働者を休業させる場合においては、休業期間中当該家内労働者に手当を支給しなければならない。

（最低工賃額）

第十二条 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託しようとする場合には、あらかじめ、都道府県労働基準局長に対し、当該物品等の製造等についての最低工賃額を定めるべきことを申請しなければならない。

2 都道府県労働基準局長は、前項の申請があつた場合には、地方家内労働審議会の議を経て、すみやかに、当該最低工賃額を定めなければならない。

3 前項の最低工賃額は、当該物品等の一定単位について、最低賃金法（昭和四十二年法律第三号）第三条第一項及び第二項の規定により決定される基本たる賃金が時間によつて定められている労働者の最低賃金額（当該委託者の事業場の所在場所及びその事業が同法第九条の規定により決定された最低賃金に係る地域及び産業に属するものであるときは、当該最低賃金において定める基本たる賃金が時間によつて定められている労働者の最低賃金額）に、当該物品等の一定単位の製造等に要する標準所要時間を乗じて得た額とする。

4 前項の標準所要時間は、当該物品等の製造等と同一又は類似の物品等の製造等に従事した期間が比較的短い労働者が、当該同一又は類似の物品等の一定単位の製造等に要する平均時間を基準として定めなければならない。

5 第一項の規定は、委託しようとする物品等の製造等が、当該委託者が同項の規定によりすでに申請に係る物品等の製造等と同一のものである場合には、適用しない。ただし、労働省

令で定める特別の事由がある場合には、この限りでない。

6 前項本文の場合には、すでにした申請に係る物品等の製造等についての最低工賃額をもつて、当該委託しようとする物品等の製造等についての最低工賃額とする。

7 第一項の規定は、同項の申請に係る最低工賃額が定められる以前に、委託者が家内労働者に対し当該申請に係る物品等の製造等を委託することを妨げるものではない。

(工賃等の額)
第十三条 委託者が家内労働者に対して支払う工賃の額は、前条の規定により定められた最低工賃額に満たないものであつてはならない。

2 委託者が家内労働者に対して支払うその他の報酬の額は、当該家内労働者が物品等の製造等に要した経費を償うに足りる適正なものでない限りならない。

(物品等の受渡し)
第十四条 委託者は、委託に係る物品等の受渡しを家内労働者の作業する場所において行なわなければならない。

(労働時間等)
第十五条 委託者は、家内労働者が一日八時間、一週六日をこえて従事することとなるような物品等の製造等を委託してはならない。

(危険有害業務の委託制限)
第十六条 委託者は、労働基準法第四十六条に規定する機械及び器具を使用する業務、同法第六十三条に規定する業務その他労働省令で定める危険有害業務に家内労働者がつくこととなるような物品等の製造等を委託してはならない。

(危害の防止)
第十七条 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託する場合には、原材料等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 家内労働者は、危害防止のために必要な事項

を遵守しなければならない。

3 委託者が第一項の規定によつて講ずべき措置の基準及び家内労働者が前項の規定によつて遵守すべき事項は、労働省令で定める。

(安全衛生教育)
第十八条 委託者は、家内労働者に対し、当該物品等の製造等に関し必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない。

(健康診断)
第十九条 一定の物品等の製造等に従事する家内労働者については、委託者は、労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師に健康診断をさせなければならない。

(監督上の行政措置)
第二十条 行政官庁は、原材料等が安全及び衛生に關し定められた基準に反する場合においては、委託者に対して、その全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命ずることができる。

2 労働基準法第五十五条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(最低年齢)
第二十一条 委託者は、十五歳に満たない児童に対し物品等の製造等を委託してはならない。

(労働基準法の準用)
第二十二条 労働基準法第一条から第四条まで、第十三条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第二十三条、第二十五条、第五十九条、第六十五条第一項及び第二項並びに第八章(第八十七條を除く。)の規定は家内労働者の労働条件について、同法第四十四条、第五十五条の二から第一百十條まで及び第四十四条の規定は委託者又は家内労働者について、同法第十二條の規定はこの法律及びこの法律に基づいて発する命令について、同法第十五條の規定はこの法律の規定による工賃等、災害補償その他の請求権について準用する。この場合において、同法第二十三條第一項中「退職」とあるのは「家内労働者

との委託關係の終了」と、同法第六十五條第一項及び第二項中「を就業させてはならない」とあるのは「に対する物品等の製造等の委託を休止しなければならない」と、同法第四條及び第一百十條中「労働基準監督官」とあるのは「家内労働監督官」と、同法第七條から第九條まで中「労働者名簿」とあるのは「家内労働者名簿」と、「賃金台帳」とあるのは「工賃台帳」と、同法第十四條中「第二十條、第二十六條、第二十八條第一項若しくは第三十七條の規定に違反した使用者又は第三十九條第四項の規定による賃金を支払わなかつた」とあるのは「家内労働法(昭和四十二年法律第 号)第九條又は第十一條の規定に違反した」と読み替へるものとする。

(家内労働審議会)
第二十三条 家内労働者に関する事項を審議させるため、労働省に中央家内労働審議会を、都道府県労働基準局に地方家内労働審議会を置く。

2 家内労働審議会の委員は、家内労働者を代表する者、委託者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官庁が各同数を任命する。ただし、家内労働者を代表する者及び委託者を代表する者は、関係者の推薦に基づいて任命する。

3 家内労働審議会は、必要があると認める場合には、第一項に規定する事項について行政官庁に建議することができる。

4 前三項に定めるもののほか、家内労働審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(監督組織)
第二十四条 労働省労働基準局、都道府県労働基準局及び労働基準監督署に家内労働監督官を置く。

2 家内労働監督官の資格及び任免に關する事項は、政令で定める。

3 家内労働監督官を罷免するには、労働基準法第九十九條第四項に規定する労働基準監督官分

限審議会の同意を必要とする。

第二十五条 労働省労働基準局長は労働大臣の、都道府県労働基準局長は労働省労働基準局長の、労働基準監督署長は都道府県労働基準局長の指揮監督を受けて、家内労働者の工賃等、安全及び衛生その他の労働条件に係るこの法律の規定の施行に關する事項をつかさどる。

第二十六条 労働基準法第一百條及び第一百二條の規定は家内労働監督官の権限について、同法第一百五條の規定は家内労働監督官の義務について準用する。

(家内労働者組合)
第二十七条 家内労働者は、工賃等、安全及び衛生その他労働条件等につき、委託者又はその団体と労働協約の締結等の交渉をするため、家内労働者組合を組織することができる。

2 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四號)第一條第二項、第二條、第五條から第八條まで、第十條から第十二條まで及び第十四條から第十八條までの規定は、前項の家内労働者組合、委託者又は家内労働者に關し準用する。この場合において、これらの規定中「労働組合」とあるのは「家内労働者組合」と、「使用者」とあるのは「委託者」と、「労働者」とあるのは「家内労働者」と、同法第七條第一號中「を解雇し」とあるのは「との委託關係を打ち切り」と、「雇用条件」とあるのは「当該委託の条件」と、同法第二號中「雇用する」とあるのは「その物品等の製造等を委託する」と、同法第四號中「を解雇し」とあるのは「との委託關係を打ち切り」と、同法第十七條中「工場事業場に常時使用される」とあるのは「委託者から六箇月をこえて引き続き物品等の製造等を委託されるに至つた」と、「工場事業場に使用される」とあるのは「委託者から物品等の製造等を委託される」と読み替へるものとする。

(あつせん又は調停)
第二十八條 労働委員会は、家内労働關係の当事者

間において、家内労働関係に関する主張が一致しない、そのために争議行為が発生し又は発生するおそれがある場合において、関係当事者の双方又は一方からあつせん又は調停の申請がなされたときは、すみやかに、あつせん又は調停を行なうものとする。

2 労働委員会は、前項の規定により調停を行なう場合においては、調停案を作成してこれを関係当事者に示しその受諾を勧告するとともに、その調停案を理由を附して公表することができ

3 第一項のあつせん又は調停に係る労働委員会

の運営に關し必要な事項は、中央労働委員会規則で定める。

(省令への委任)
第二十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(罰則)

第三十条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第八条、第九条、第十条第三項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十六条、第十七条第一項又は第二十一条の規定に違反した者
二 第二十条第一項の規定による命令に違反した者
三 第二十二條において準用する労働基準法第三

三條、第四條、第十六條、第十七條、第十八條第一項、第六十五條第一項若しくは第二項、第七十五條から第七十七條まで、第七十九條、第八十條又は第百四條第二項の規定に違反した者
第三十一條 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第五條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第六條第一項、第七條第二項、第十條第一項、第十一條、第十四條、第十七條第二項、第

十八條又は第十九條の規定に違反した者

三 第十條第四項において準用する労働基準法第二十四條第一項の規定、第二十二條において準用する同法第二十三條、第二十五條、第五十九條若しくは第百六條から第百九條までの規定又は第二十六條において準用する同法第百五條の規定に違反した者
四 第二十二條第二項において準用する労働基準法第五十五條第二項の規定による命令に違反した者

五 第二十二條において準用する労働基準法第百十條の規定による行政官庁又は家内労働監督官の要求のあつた場合において、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

第三十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本條の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律は、最低賃金の施行の日から施行する。ただし、第二十三條の規定及び附則第七項中家内労働審議会に係る労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の改正規定は、公布の日から施行する。

(労働基準法の一部改正)
2 労働基準法の一部を次のように改正する。
第百條の二第二項中「この法律」の下に「及び家内労働法(昭和四十二年法律第 号)」を加え、同条第三項中「この法律」の下に「及び家内労働法」を加える。

(最低賃金法の一部改正)
3 最低賃金法の一部を次のように改正する。
第十四條第一項中「使用者」の下に「(家内労働法昭和四十二年法律第 号)に規定する委託者を含む。以下第五項において同じ。)」を、

「労働者」の下に「(同法に規定する家内労働者を含む。)」を加え、同条第五項中「労働組合」の下に「(家内労働法に規定する家内労働者組合を含む。)」を加える。
(労働者災害補償保険法の一部改正)
4 労働者災害補償保険法(昭和四十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第一條中「労働者」の下に「及び家内労働者」を加える。
第三條第一項各号列記以外の部分中「又は」を「若しくは」に改め、「(以下「事業」という。)」の下に「又は家内労働法(昭和四十二年法律第 号)の適用を受ける委託者の事業」を加え、同項第一号中「労働者」の下に「(家内労働者を含む。第四條の四を除き、以下同じ。)」を、

「使用」の下に「物品等の製造等を家内労働者に委託する場合を含む。第四條の四を除き、以下同じ。)」を加え、同項第二号中「使用労働者」の下に「物品等の製造等を委託される家内労働者を含む。)」を加え、同条第二項中「受ける事業」の下に「又は家内労働法の適用を受ける委託者の事業」を加える。

第四條第二項中「使用者」の下に「(委託者を含む。以下同じ。)」を加える。
第十二條第二項中「第八十條」の下に「(これらの規定を家内労働法第二十二條において準用する場合を含む。)」を加える。

第十二條の二第二項中「平均賃金」の下に「(家内労働者については、家内労働法第四條に規定する平均工賃。以下次項において同じ。)」を加える。

第十四條第一項中「賃金を受けない日」の下に「(家内労働者については、療養のため労働することができない日)」を加え、同条第二項中「第三項」の下に「(これらの規定を家内労働法第二十二條において準用する場合を含む。)」を加える。

第十九條の三中「労働基準法第十九條第一項」

の下に「(家内労働者については、家内労働法第八條第一項)」を加え、「同法第八十一條」を「労働基準法第八十一條(家内労働法第二十二條において準用する場合を含む。)」に改める。
第二十一條第一項中「労働者の退職」の下に「(委託者との委託関係の終了を含む。)」を加える。

第二十五條第一項中「賃金総額」の下に「(工賃総額を含む。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「賃金」の下に「(工賃を含む。第四條の四を除き、以下同じ。)」を加える。

第三十條の四中「労働基準法の規定」の下に「(家内労働法において準用する場合を含む。)」を加える。
第三十四條の三第一項中「労働基準法第七十五條」の下に「(家内労働法第二十二條において準用する場合を含む。以下次項において同じ。)」を加える。

(労働組合法の一部改正)
5 労働組合法の一部を次のように改正する。
第十九條第一項中「使用者」の下に「(家内労働法(昭和四十二年法律第 号)に規定する委託者を含む。以下同じ。)」を、「労働者の下に「(同法に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)」を加え、同条第六項中「七人」を「八人」に改め、同条第七項中「使用者団体」の下に「(委託者団体を含む。)」を、「労働組合」の下に「(家内労働法に規定する家内労働者組合を含む。以下同じ。)」を加え、同条第二十二項中「七人」を「八人」に、「十一人」を「十二人」に、「九人」を「十人」に、「五人」を「六人」に改める。

第二十條中「第二十七條」の下に「(これらの規定を家内労働法第二十七條第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 労働委員会は、前項に規定するものほか、家内労働法第二十八條の規定による事務を行なう権限を有する。

第二十四条中「第二十七条」の下に「これらの規定を家内労働法第二十七条第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第二十五条第一項中「第十八条」の下に「(家内労働法第二十七条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「第二十七条」の下に「(これらの規定を家内労働法第二十七条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十七条第一項中「第七条」の下に「(家内労働法第二十七条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十三条第一項中「第十二条」の下に「(家内労働法第二十七条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「第十一条第二項」の下に「(家内労働法第二十七条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

(労働関係調整法の一部改正)
6 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
第十七条中「第二十条」を「第二十条第一項」に改める。

(労働省設置法の一部改正)
7 労働省設置法の一部を次のように改正する。
第三条各号列記以外の部分中「労働者」の下に「(家内労働者を含む。第四条第二十四号、第三十二号の二、第三十二号の六、第三十四号、第三十五号、第三十七号、第三十八号及び第四十三号、第八条第一項第六号の三並びに第十条第一項第三号を除き、以下同じ。)」を加え、同条第一号中「労働組合」の下に「(家内労働者組合を含む。以下第六条第一項第十二号並びに第七条第四号及び第八号において同じ。)」を加える。

第四号第二十二号中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)」の下に「又は家内労働法(昭和四十二年法律第 号)」を加え、同条第二十五号中「使用者」を「使用者(委託者を含む。以下第二十九号において同じ。)」に改め、同条第十二号中「労働基準法」の下に「又は家内労働法」を加え、同条第三十二号の三から第三十二号の六までを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の二の次に次の一号を加える。
三十二の三 家内労働法に基づいて、最低賃金を定めること。
第六号第一項第十四号中「給与」の下に「(家内労働者の賃金を含む。)」を、同項第十五号中「労働者生計費」の下に「(家内労働者生計費を含む。以下第十五条第二項第四号において同じ。)」を、同項第十八号中「雇用」の下に「(家内労働者の生活及び賃金を含む。)」を加える。
第八条第一項第一号中「賃金」の下に「(家内労働者の賃金を含む。以下第四項及び第十五条第二項第四号において同じ。)」を加え、同項第十号の次に次の一号を加える。
十の二 家内労働者の最低賃金額その他の労働条件の基準に関すること。
第八条第四項中「賃金に関するもの」の下に「同項第十号の二に掲げる事務のうち家内労働者の最低賃金額に関するもの」を加える。
第九条第一号中「婦人及び年少労働者」の下に「(婦人及び年少の家内労働者を含む。以下第四号において同じ。)」を加える。
第十三条第一項の表の労働基準監督官分限審議会の項中「労働基準監督官の罷免」を「労働基準監督官及び家内労働監督官の罷免」に改め、同表中「家内労働審議会」を「家内労働に関する重要事項を調査審議すること。」を加える。
中央家内労働審議会 家内労働者に関する事項を調査審議すること。 に改める。
第十五条第一項中「じん肺法(これに基づく命令を含む。)」の下に「家内労働法(これに基づく命令を含む。)」を加える。

第十六条第一項の表中「地方労働基準審議会」

地方労働基準審議会

地方家内労働審議会

に改める。

第十七条第一項中「じん肺法(これに基づく命令を含む。)」の下に「家内労働法(これに基づく命令を含む。)」を加える。

第二十条第二項中「及び労働関係調整法(これに基づく命令を含む。)」を「労働関係調整法(これに基づく命令を含む。)」及び「家内労働法(これに基づく命令を含む。)」に改める。
第二十二号の表の本省の項中「二五、〇九五」を「二五、五七七」に、同表の中央労働委員会中「八九九」を「九九九」に、同表の合計の項中「二五、五九二」を「二六、〇八四」に改める。
附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項

(登録税法の一部改正)
8 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十九条第七号中「労働組合」の下に「(家内労働者組合)」を、「労働組合法の下に、家内労働法」を加える。
(所得税法の一部改正)
9 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中中学校法人の項の次に次のように加える。

家内労働者組合(法人であるものに限る。)

家内労働法(昭和四十二年法律第 号)

(法人税法の一部改正)
10 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中中学校法人の項の次に次のように加える。

家内労働者組合(法人であるものに限る。)

家内労働法(昭和四十二年法律第 号)

(地方税法の一部改正)
11 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第三号中「労働組合」の下に「法人たる家内労働者組合」を加える。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約三億七千万円の見込みである。
七月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、生活保護法の一部を改正する法律案(衆)

生活保護法の一部を改正する法律案
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の
一部を次のように改正する。

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の
一部を次のように改正する。

生活保護法

目次中「第二章 保護の原則(第七條―第十條)」を「第二章 保護の原則(第七條―第十條)」を「第二章の二 生活保障審議会(第十條の二―第十條の八)」に、「第九章 不服申立て(第六十四條―第六十九條)」を「第九章 不服申立て(第六十四條―第六十九條)」を「第九章の二 生活保障審査会(第六十九條の二―第六十九條の九)」に改める。

第一條中「生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、最低限度の生活を維持することができないすべての国民に対し」に改める。

第四條第一項中「生活に困窮する者」を「最低限度の生活を維持することができない者に、」その他あらゆるものを、その最低限度の生活を「その他」のものを、その生活に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、社会通念上処分することが適当でない認められる資産及び保有することとがその者の自立の助長のために必要であると認められる資産は、当該利用し得る資産には含まれないものとする。

第四條第二項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める」を「他の法律に定める国又は地方公共団体の」に改める。

第七條中「その扶養義務者又はその他の」を「又はその」に改める。

第八條第一項中「基準」の下に「(以下この条において「保護の基準」という。)」を加え、同条第二項中「前項の基準」を「保護の基準」に改め、「世帯構成

成別、」を削り、同条に次の三項を加える。

3 厚生大臣は、保護の基準を定め、又は改正しようとするときは、あらかじめ、生活保障審議会の意見をきかなければならない。この場合において、その意見により難いと認めるときは、厚生大臣は、理由を附して、生活保障審議会に再審議を求めなければならない。

4 生活保障審議会は、毎年、少なくとも一回、保護の基準が適当であるかどうかについて、厚生大臣に報告しなければならない。保護の基準の決定の基礎とされた生計費その他の事情の変化により保護の基準を変更する必要があると認めるときは、その報告にあわせて、適当な勧告をしなければならぬ。

5 厚生大臣は、前項後段の勧告を受けたときは、必要な措置を講じなければならない。

第八條の次に次の一条を加える。

(自立助長の原則)

第八條の二 保護は、要保護者の自立の助長に資するため、要保護者が勤労によつて収入を得た場合には、政令の定めるところにより、その収入の全部又は一部は、前条第一項に規定するその者の金銭又は物品に含まれないものとして行なうことができるものとする。

第九條中「その個人又は世帯の実際の必要の相違」を「に応じた実際の必要性」に改める。

第十條を次のように改める。

(保護の単位)

第十條 保護は、個人を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。ただし、夫婦又は十六歳未満の者及びその父母が同一の世帯に属する場合に、これらの者を一の単位として定めることができる。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 生活保障審議会

(設置及び権限)

第十條の二 厚生省に、附屬機関として、生活保障審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、第八條第三項及び第四項に定める

もののほか、厚生大臣の諮問に応じ、この法律の施行及び改正に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、この法律の施行及び改正に関し必要と認められる重要事項について、関係行政機関に意見を申し出ることができる。

(答申等の尊重)

第十條の三 関係行政機関は、審議会から答申、勧告又は意見の申出があつたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第十條の四 審議会は、次に掲げる者について内閣総理大臣が任命する委員十三人をもつて、組織する。

- 一 大蔵事務次官
- 二 文部事務次官
- 三 厚生事務次官
- 四 労働事務次官
- 五 自治事務次官
- 六 学識経験のある者

(委員)

第十條の五 内閣総理大臣は、前条第六号に掲げる委員を任命しようとするときは、あらかじめ、両議院の同意を得なければならない。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で、両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 第一項に規定する委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 内閣総理大臣は、第一項に規定する委員が心身の故障のため職務を執行することができない

と認める場合又は同項に規定する委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

6 委員は、非常勤とする。

(会長)

第十條の六 審議会に会長一人を置き、委員が第十條の四第六号に掲げる委員の中から選挙する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第十條の七 審議会の事務を処理させるため、審議会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十條の八 この章に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第十二條から第十八條まで中「困窮のため」を削る。

第二十四條第三項ただし書を削り、同条第四項中「三十日」を「十四日」に改め、同条第六項中「要保護者に対する扶養義務者の有無、資産状況その他」を削る。

第二十九條中「又は実施」を「若しくは実施又は第七十七條の規定による費用の徴収」に改める。

第三十一條第三項本文中「世帯単位」を「第十條の規定による単位」とに、「世帯主又はこれに準ずる者」を「当該単位ごとに被保護者」に改め、同項ただし書を削る。

第三十三條第四項中「世帯主又はこれに準ずる者」を「第十條の規定による単位」とに被保護者に改める。

第三十八條第六項中「の世帯」を削る。

第六十一条中「世帯の構成」を「第十条の規定による単位の人員構成」に改める。

第六十五条の次に次の一条を加える。

(生活保障審査会による審理)

第六十五条の二 前条第一項に規定する審査請求についての裁決は、厚生大臣にあつては中央生活保障審査会の、都道府県知事にあつては地方生活保障審査会の議決を経て、行なわなければならない。

第六十六条第二項中「前条第一項」を「第六十五条第一項及び前条」に、「同項」を「第六十五条第一項」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 生活保障審査会

(設置及び権限)

第六十九条の二 厚生省に、附屬機関として、中央生活保障審査会(以下「中央審査会」という。)を置く。

2 都道府県に、地方生活保障審査会(以下「地方審査会」という。)を置く。

3 中央審査会及び地方審査会は、第六十五条の二(中央審査会にあつては、第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により議決する機関とする。

(中央審査会)

第六十九条の三 中央審査会は、次に掲げる者について厚生大臣が任命する委員十一人をもつて、組織する。

一 関係行政機関の職員

五人

二 学識経験のある者

六人

第六十九条の四 前条第二号に掲げる委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項に規定する委員は、次の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 中央審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

3 厚生大臣は、第一項に規定する委員が前項各号の一に該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

4 委員は、非常勤とする。

第六十九条の五 中央審査会に、会長一人を置く。

2 会長は、委員が第六十九条の三第二号に掲げる委員の中から選挙する。

3 会長は、中央審査会の会務を総理する。

第六十九条の六 中央審査会の庶務は、厚生省社会局で処理する。

(地方審査会)

第六十九条の七 地方審査会は、次に掲げる者について都道府県知事が任命する委員十三人をもつて、組織する。

一 関係地方公共団体の職員

六人

二 学識経験のある者

七人

2 第六十九条の四第一項から第三項まで及び第六十九条の五の規定は、地方審査会について準用する。この場合において、第六十九条の四第一項中「前条第二号に掲げる委員」とあり、又は第六十九条の五第二項中「第六十九条の三第二号に掲げる委員」とあるのは「第六十九条の七第一項第二号に掲げる委員」と、第六十九条の四第三項中「厚生大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。

(出頭、報告等)

第六十九条の八 中央審査会及び地方審査会は、その事務を行なうために必要があるときは、当事者又は関係人に対して、出頭を求め、又は報告若しくは必要な帳簿書類の提出を求めることができる。

(政令への委任)

第六十九条の九 この章に定めるもののほか、中央審査会及び地方審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十七条第一項中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。ただし、第二章の二の改正規定、附則第二項の規定、附則第三項中厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)第二十九条第一項の表の改正規定(生活保障審査会に係る部分に限る。)、附則第三項中同法第三十八条の表の改正規定、附則第四項の規定及び附則第五項中社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第十条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(事前措置)

2 厚生大臣は、この法律の施行(前項本文の規定による施行をいう。以下この項において同じ。)前においても、この法律の施行に伴い必要となる保護の基準の改正について、第八条第三項の改正規定の例によりその手続をとることが出来る。

(厚生省設置法の一部改正)

3 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第五十二条第三号の三「生活保護法」を「生活保障法」に改める。

第十二条第五号中「生活困窮者」を「最低限度の生活を維持することができない者」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 中央生活保障審査会の庶務を行なうこと。

第二十九条第一項の表中中央社会福祉審議会

の項の次に次のように加える。

生活保障審議会

生活保障法の施行及び改正に關する重要事項について、厚生大臣の諮問に応じて調査審議し、及び関係行政機関に対して意見を述べること。

生活保障法の定めるところにより、議決すること。

中央生活保障審査会

生活保障法の定めるところにより、議決すること。

第三十八条の表中「五〇、三四八人」を「五〇、三八一人」に、「五一、〇四三人」を「五一、〇七六人」に改める。

(特別職の職員の給与に關する法律の一部改正)

4 特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の三の二の次に次の一号を加える。

十九の三の三 生活保障審査会の委員(事務次官である委員を除く。)

(社会福祉事業法の一部改正)

5 社会福祉事業法の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第二項第一号中「生活保護法」を「生活保障法」に改める。

第十条第一項中「生活保護法の施行に關する事項を調査審議するため、生活保護専門分科会を、」を削る。

第十三条第六項中「生活保護法」を「生活保障法」に改める。

第十五条第一号中「生活保護法の適用を受ける被保護世帯」を「生活保障法による被保護者の属する世帯」に改める。

第十七条第三項、第十九条、第二十条及び第三十四条第四項第一号中「生活保護法」を「生活保障法」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

6 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第六号中「生活保護法」を「生活保障法」に、「世帯(その保護を停止されている世帯を除く。に属する者)を(その保護を停止されている者を除く。に改める。

(国民年金法の一部改正)

7 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第二号中「生活保護法」を「生活保障法」に改める。

第九十条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯員であつて被保険者の配偶者若しくは十六歳未満の子が生活保障法による生活扶助以外の扶助を受けるとき。

第九十条第一項第二号中「生活保障法による生活扶助以外の扶助又は」を削り、「によるこれに」を「により生活保障法による生活扶助以外の扶助に」に改める。

(他の法律の一部改正)

8 次に掲げる法律の規定中「生活保障法」を「生活保障法」に改める。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)

三 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)

四 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)

五 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

六 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)

七 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)

八 らい予防法(昭和二十八年法律第二百十四号)

九 入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)

十 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)

十一 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)

十二 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)

十三 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)

十四 社会福祉事業等の施設に関する措置法(昭和三十三年法律第四十一号)

十五 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十

七号)

十六 日本学校安全会法(昭和三十四年法律第百九十八号)

十七 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第五十五号)

十八 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百十五号)

十九 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)

二十 老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約六千万円の見込みである。

昭和四十二年七月十三日印刷

昭和四十二年七月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局